

令和 7 年 2 月

大分県議会定例会議案

大 分 県

議 案 目 次

(議 案)

第 1 号 議 案	令和 7 年度大分県一般会計予算……………	1
第 2 号 議 案	令和 7 年度大分県公債管理特別会計予算……………	34
第 3 号 議 案	令和 7 年度大分県国民健康保険事業特別会計予算……………	38
第 4 号 議 案	令和 7 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………	42
第 5 号 議 案	令和 7 年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算……………	45
第 6 号 議 案	令和 7 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算……………	48
第 7 号 議 案	令和 7 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	52
第 8 号 議 案	令和 7 年度大分県県営林事業特別会計予算……………	55
第 9 号 議 案	令和 7 年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算……………	60
第 10 号 議 案	令和 7 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算……………	63
第 11 号 議 案	令和 7 年度大分県病院事業会計予算……………	68
第 12 号 議 案	令和 7 年度大分県電気事業会計予算 ……………	107
第 13 号 議 案	令和 7 年度大分県工業用水道事業会計予算 ……………	153
第 14 号 議 案	包括外部監査契約の締結について ……………	193
第 15 号 議 案	大分県部等設置条例の一部改正について ……………	194
第 16 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について ……………	195
第 17 号 議 案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について ……………	199

第 18 号 議 案	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	201
第 19 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	202
第 20 号 議 案	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	266
第 21 号 議 案	第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について	268
第 22 号 議 案	大分県地域福祉基本計画の策定について	269
第 23 号 議 案	栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について	270
第 24 号 議 案	大分県国民健康保険条例の一部改正について	273
第 25 号 議 案	大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	274
第 26 号 議 案	大分県次世代育成支援行動計画の策定について	275
第 27 号 議 案	権利の放棄について	276
第 28 号 議 案	大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について	277
第 29 号 議 案	権利の放棄について	279
第 30 号 議 案	大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止について	281
第 31 号 議 案	令和 7 年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について	282
第 32 号 議 案	令和 7 年度における土木事業に要する経費の市町村負担について	285
第 33 号 議 案	大分県土木建築部長期計画の策定について	287
第 34 号 議 案	工事請負契約の締結について	288
第 35 号 議 案	大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正について	289
第 36 号 議 案	工事請負契約の締結について	290
第 37 号 議 案	工事請負契約の締結について	291
第 38 号 議 案	工事請負契約の締結について	292
第 39 号 議 案	工事委託契約の変更について	293

第 40 号 議 案	大分県長期教育計画の策定について	294
第 41 号 議 案	損害賠償請求に関する和解をすることについて	295
(報 告)		
第 1 号 報 告	損害賠償に関する和解について	296

第1号議案

令和7年度 大分県一般会計予算

令和7年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 702,677,000千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円 と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(2)

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 146,900,000
	1 県 民 税	40,410,229
	2 事 業 税	33,485,630
	3 地 方 消 費 税	44,461,485
	4 不 動 産 取 得 税	2,550,371
	5 県 た ば こ 税	1,375,557
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	332,712

	7 軽油引取税	8,676,937
	8 自動車税	15,248,818
	9 鉱区税	12,602
	10 狩猟税	19,053
	11 産業廃棄物税	326,606
2 地方消費税清算金		59,598,000
	1 地方消費税清算金	59,598,000
3 地方譲与税		25,460,000
	1 特別法人事業譲与税	22,874,000
	2 地方揮発油譲与税	2,202,000
	3 石油ガス譲与税	58,000

	4 自動車重量譲与税	161,000
	5 森林環境譲与税	162,000
	6 航空機燃料譲与税	3,000
4 地方特例交付金		799,000
	1 地方特例交付金	799,000
5 地方交付税		185,300,000
	1 地方交付税	185,300,000
6 交通安全対策特別交付金		232,000
	1 交通安全対策特別交付金	232,000
7 分担金及び負担金		3,695,444

	1 分 担 金	126, 222
	2 負 担 金	3, 569, 222
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6, 972, 124
	1 使 用 料	5, 386, 779
	2 手 数 料	1, 585, 345
9 国 庫 支 出 金		103, 957, 297
	1 国 庫 負 担 金	27, 746, 481
	2 国 庫 補 助 金	73, 535, 633
	3 委 託 金	2, 675, 183
10 財 産 収 入		1, 761, 160

	1 財 産 運 用 収 入	1,198,926
	2 財 産 売 払 収 入	562,234
11 寄 附 金		128,580
	1 寄 附 金	128,580
12 繰 入 金		32,278,691
	1 特 別 会 計 繰 入 金	289,295
	2 基 金 繰 入 金	31,989,396
13 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
14 諸 収 入		70,545,604

	1 延滞金、加算金及び過料等	126,724
	2 県 預 金 利 子	21,649
	3 貸 付 金 元 利 収 入	63,329,469
	4 受 託 事 業 収 入	1,270,940
	5 収 益 事 業 収 入	2,566,099
	6 雑 入	3,230,723
15 県 債		65,049,000
	1 県 債	65,049,000
歳 入 合 計		702,677,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,169,257
	1 議 会 費	1,169,257
2 総 務 費		31,353,115
	1 総 務 管 理 費	11,489,490
	2 企 画 費	7,586,333
	3 徴 税 費	4,556,705
	4 市 町 村 振 興 費	727,028
	5 選 挙 費	768,171

	6 防 災 費	4,970,684
	7 統 計 調 査 費	895,182
	8 人 事 委 員 会 費	166,127
	9 監 査 委 員 費	193,395
3 福 祉 生 活 費		75,991,186
	1 社 会 福 祉 費	48,865,817
	2 児 童 福 祉 費	25,287,787
	3 生 活 保 護 費	1,436,192
	4 災 害 救 助 費	401,390
4 保 健 環 境 費		42,344,924
	1 公 衆 衛 生 費	30,136,312

	2 環 境 保 全 費	2,723,364
	3 保 健 所 費	2,007,111
	4 医 務 費	6,721,793
	5 藥 務 生 活 衛 生 費	756,344
5 勞 働 費		2,651,628
	1 勞 政 費	141,425
	2 職 業 訓 練 費	1,627,452
	3 雇 用 対 策 費	787,794
	4 勞 働 委 員 会 費	94,957
6 農 林 水 産 業 費		50,330,539
	1 農 業 費	11,564,423

	2 畜 產 業 費	3,561,248
	3 農 地 費	17,677,097
	4 林 業 費	12,715,742
	5 水 產 業 費	4,812,029
7 商 工 費		68,544,465
	1 中 小 企 業 費	62,811,294
	2 工 鉅 業 費	4,705,613
	3 觀 光 費	1,027,558
8 土 木 費		86,668,002
	1 土 木 管 理 費	6,963,449
	2 道 路 橋 梁 費	45,246,530

	3 河 川 海 岸 費	21,688,065
	4 港 湾 費	3,934,811
	5 都 市 計 画 費	6,344,436
	6 住 宅 費	2,490,711
9 警 察 費		28,200,324
	1 警 察 管 理 費	26,674,877
	2 警 察 活 動 費	1,525,447
10 教 育 費		128,562,305
	1 教 育 総 務 費	15,771,146
	2 小 学 校 費	36,519,677
	3 中 学 校 費	23,048,350

	4 高 等 学 校 費	34,840,603
	5 特 別 支 援 教 育 費	13,603,314
	6 大 学 費	1,231,546
	7 社 会 教 育 費	2,147,266
	8 保 健 体 育 費	1,400,403
11 災 害 復 旧 費		25,021,500
	1 農林水産業施設災害復旧費	7,606,349
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	17,065,151
	3 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	250,000
	4 県立学校施設災害復旧費	100,000
12 公 債 費		82,784,942

	1 公 債 費	82,784,942
13 諸 支 出 金		78,884,813
	1 積 立 金	1,662,062
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	42,923,640
	3 利 子 割 交 付 金	60,353
	4 配 当 割 交 付 金	403,106
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	654,345
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,406,236
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	29,998,304
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	232,940
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	543,827
14 予 備 費		170,000

	1 予 備 費	170,000
歳 出 合 計		702,677,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 オフィス改革推進事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	千円 266,569
2 県有建築物保全事業	令和 7 年度 から 令和 9 年度 まで	620,000
3 地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 7 年度 から 令和 17 年度 まで	共同発行総額 1,218,000,000千円から大分県の 発行額 15,000,000千円を除いた額 1,203,000,000 千円並びにその利子
4 自動車税種別割納税通知書作成等業務委託料	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	14,581
5 県税システム改修事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	46,200

6 温泉資源適正利用推進事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	20,306
7 防災情報通信システム更新事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	122,375
8 県庁防災体制強化事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	49,280
9 信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助	令和 7 年度から 令和 26 年度まで	2,379,360
10 職業訓練等業務委託料	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	210,397
11 人材確保総合推進事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	259,868
12 外国人労働者受入対策強化事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	45,978
13 農業近代化資金等利子補給	令和 7 年度から 令和 28 年度まで	234,700

14 天災融資法に基づく災害資金損失補償	令和 7 年度 から 令和 20 年度 まで	1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後 3 か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の100分の80以内 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後 3 か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。 3 融資条件 (1) 融資枠 5 億円 (2) 貸付利子 年 1.00% (3) 償還期限 7 年以内
15 災害資金利子補給	令和 7 年度 から 令和 14 年度 まで	13,978
16 特定災害資金利子補給	令和 7 年度 から 令和 15 年度 まで	32,306
17 農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和 7 年度 から 令和 23 年度 まで	33,880

18 畜産特別資金利子補給	令和 7 年度 から 令和 32 年度 まで	19,381
19 漁業近代化資金利子補給	令和 7 年度 から 令和 28 年度 まで	181,466
20 漁業経営維持安定資金利子補給	令和 7 年度 から 令和 17 年度 まで	7,691
21 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。）が農地中間管理機構（以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで	1 損失補償の額 貸付金の償還期限（甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。）において甲が弁済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。 3 乙の主な借入条件 (1) 借入金額 154,000千円 (2) 利率 無利子 (3) 償還期限 借入日から10年以内

		(4) 延滞金及び違約金の計算利率 延滞金 年 10.95% 違約金 年 10.95%
22 基幹水利施設保全対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	120,000
23 農業水利施設保全合理化事業	令和7年度から 令和8年度まで	460,000
24 小水力発電施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
25 水田畑地化推進基盤整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,260,000
26 畑地帯総合整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
27 産地基幹農道整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	430,000
28 中山間地域総合整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	180,000

29 演習場周辺障害防止対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	800,000
30 防災重点農業用ため池等整備事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	3,572,900
31 河川工作物応急対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	270,000
32 河川工作物大野川水管橋耐震化事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	260,000
33 河川工作物大野川水管橋護床改修事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	480,000
34 海岸保全事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	280,000
35 復旧治山事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100,000
36 地すべり防止事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100,000

37 漁業取締船代船建造事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	644, 131
38 水産流通基盤整備事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	246, 000
39 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額 1, 000, 000千円並びにその利子及び遅延利息
40 国道 2 1 2 号道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	890, 000
41 国道 2 1 7 号道路改良事業 (平岩松崎工区)	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	520, 000
42 国道 3 8 8 号道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 9 年度 まで	850, 000
43 県道三重新殿線道路改良事業	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	60, 000
44 県道中津高田線道路改良事業 (江須賀金屋工区)	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	520, 000

45 県道中津高田線道路改良事業（角木工区）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	940,000
46 （公）道路改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,850,000
47 （単）道路施設補修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	300,000
48 （公）交通安全事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	900,000
49 （公）道路防災事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	650,000
50 （公）道路施設補修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,100,000
51 （公）道路災害関連事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	80,000
52 （単）道路改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,000,000

53	道路関係受託事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	105,000
54	(単) 橋梁整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	60,000
55	(単) 河川海岸改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	270,000
56	(公) 広域河川改修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,000,000
57	(公) 障害防止対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	124,823
58	(公) 治水ダム建設事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	502,000
59	河川施設災害防止緊急対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	200,000
60	河川関係受託事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	138,000

61 (公) 海岸環境整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100,000
62 土木施設災害復旧事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,220,000
63 (公) 重要港湾改修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	400,000
64 (公) 地方港湾改修事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	350,000
65 (公) 港湾改修統合事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	110,000
66 (公) 通常砂防事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	500,000
67 (公) 火山砂防事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	260,000
68 (公) 地すべり対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	120,000

69	(公) 急傾斜地崩壊対策事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	430,000
70	(公) 砂防施設緊急改築事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	170,000
71	(公) 砂防災害関連事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	70,000
72	(単) 街路改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100,000
73	(公) 街路改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,700,000
74	生活排水処理施設整備費補助	令和 7 年度から 令和 19 年度まで	376,769
75	営繕関係受託事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	39,301
76	公立学校教員採用選考試験問題作成業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	24,873

77 県立学校施設整備事業（エレベーター設備）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	209,601
78 県立学校施設整備事業（大分上野丘高等学校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	294,895
79 県立学校施設整備事業（大分鶴崎工業高等学校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	55,676
80 県立学校施設整備事業（日出総合高等学校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	248,254
81 県立学校施設整備事業（大分支援学校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	614,988
82 県立学校施設整備事業（別府支援学校本校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	475,170
83 県立学校施設整備事業（別府支援学校石垣原校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	433,253
84 県立学校施設整備事業（別府支援学校鶴見校）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	166,704

85 県立学校施設整備事業（佐伯支援学校）	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	234,825
86 建物賃借料	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	24,739
87 定時制高等学校給食業務委託料	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	31,459
88 県立学校給食業務委託料（中津支援学校）	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	48,737

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 建 設 費	千円 1,429,000	証書借入れ又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を含む） の方法により、財務省財政融資資 金、地方公共団体金融機構、銀行 その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年 度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの 方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定める ところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中で あっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上 償還を行い、又は借り換えることができる。
防 災 施 設 整 備 費	3,000,000			
電 動 車 導 入 推 進 事 業 費	2,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	66,000			
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	115,000			
児 童 相 談 所 整 備 費	138,000			
太 陽 光 発 電 施 設 整 備 費	26,000			
自 然 公 園 施 設 整 備 費	10,000			
農 林 水 産 業 施 設 災 害 防 止 緊 急 対 策 費	246,000			

土 地 改 良 費	2,394,000			
県 央 空 港 整 備 費	17,000			
農 地 防 災 事 業 費	849,000			
林 道 費	225,000			
造 林 費	97,000			
治 山 費	1,369,000			
沿 岸 漁 場 基 盤 整 備 費	238,000			
漁 港 費	315,000			
防 災 対 策 推 進 費	2,838,000			
共 生 の ま ち 整 備 費	72,000			
道 路 費	20,510,000			
河 川 費	3,759,000			
海 岸 費	470,000			

港 湾 費	1,439,000			
砂 防 費	2,872,000			
土木施設災害防止緊急対策費	5,401,000			
空 港 建 設 費	406,000			
街 路 費	1,234,000			
都 市 環 境 整 備 費	87,000			
住 宅 建 設 費	814,000			
県立学校施設整備費	3,650,000			
社会教育施設整備費	85,000			
警 察 施 設 整 備 費	125,000			
交通安全施設整備費	540,000			
災害時緊急対応事業費	6,175,000			
治山施設災害復旧費	106,000			

漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	166,000			
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,764,000			
合 計	65,049,000			

第 2 号議案

令和 7 年度 大分県公債管理特別会計予算

令和 7 年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,973,850千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		128,973,850
	1 繰 入 金	83,944,850
	2 県 債	45,029,000
歳 入 合 計		128,973,850

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 128,973,850
	1 公 債 費	128,973,850
歳 出 合 計		128,973,850

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 45,029,000	証書借入れ又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を含む） の方法により、銀行その他から借 り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年 度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの 方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は 発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中で あっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上 償還を行い、又は借り換えることができる。

第 3 号議案

令和 7 年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,177,328千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 114,177,328
	1 分担金及び負担金	29,219,158
	2 国庫支出金	34,861,692
	3 財産収入	61,673
	4 繰入金	6,713,789
	5 繰越金	528
	6 諸収入	43,320,488

歳入合計		114,177,328

歳 出		
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 114,177,328
	1 国民健康保険事業費	114,177,328
歳 出 合 計		114,177,328

第 4 号議案

令和 7 年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,639千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円
		121,639
	1 繰 入 金	4,946
	2 繰 越 金	64,273
	3 諸 収 入	52,420
歳 入 合 計		121,639

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 121,639
	1 母子父子寡婦福祉資金	121,639
歳 出 合 計		121,639

第 5 号議案

令和 7 年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和 7 年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,917千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中 小 企 業 設 備 導 入 資 金		40,917
	1 繰 入 金	7,613
	2 繰 越 金	3,519
	3 諸 収 入	29,785
歳 入 合 計		40,917

出 歳		
款	項	金 額
1 中 小 企 業 設 備 導 入 資 金		千円 40,917
	1 中 小 企 業 設 備 導 入 資 金	40,917
歳 出 合 計		40,917

第 6 号議案

令和 7 年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 7 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 952,739千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		950,000
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	176,858
	3 諸 収 入	585,642
2 業 務 勘 定		2,739
	1 繰 入 金	2,625

	2 諸 収 入	114
歳 入 合 計		952, 739

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円
		950,000
	1 林業・木材産業改善資金	200,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
2 業 務 勘 定		2,739
	1 林業・木材産業改善資金	2,625
	2 木材産業等高度化推進資金	114
歳 出 合 計		952,739

第 7 号議案

令和 7 年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 7 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,585千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円 200,000
	1 繰 越 金	185,470
	2 諸 収 入	14,530
2 業 務 勘 定		1,585
	1 繰 入 金	1,585
歳 入 合 計		201,585

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円 200,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	200,000
2 業 務 勘 定		1,585
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,585
歳 出 合 計		201,585

第 8 号議案

令和 7 年度 大分県県営林事業特別会計予算

令和 7 年度大分県県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 597,379千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		597,379
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	38
	2 財 産 収 入	478,421
	3 繰 入 金	94,620
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	5,299
	6 県 債	19,000

歳入合計		597,379

歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円
		597,379
	1 県 営 林 事 業 費	283,410
	2 県 民 有 林 事 業 費	313,969
歳 出 合 計		597,379

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
伐 採 事 業 費	千円 15,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県 営 林 造 成 事 業 費	4,000			
合 計	19,000			

第 9 号議案

令和 7 年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

令和 7 年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 823,502千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		823,502
	1 財 産 収 入	708,501
	2 繰 入 金	114,901
	3 繰 越 金	100
歳 入 合 計		823,502

歳 出		
款	項	金 額
1 大分臨海工業地帯建設事業費		千円 823,502
	1 土 地 造 成 費	823,502
歳 出 合 計		823,502

令和7年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,116,113千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月25日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 港 湾 施 設 整 備 事 業 費		5, 116, 113
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1, 403, 661
	2 財 産 収 入	123, 133
	3 繰 入 金	2, 493
	4 諸 収 入	50, 826
	5 県 債	3, 536, 000
歳 入 合 計		5, 116, 113

歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 施 設 整 備 事 業 費		千円 5,116,113
	1 港 湾 施 設 整 備 事 業 費	5,116,113
歳 出 合 計		5,116,113

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港湾機能施設整備事業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	千円 300,000

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 施 設 建 設 事 業 費	千円 3,536,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第11号議案

令和7年度 大分県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大分県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	病	床	数	557床				
		一	般	病	床	509床		
		感	染	症	病	床	12床	
		精	神	病	床	36床		
2	年	間	延	患	者	数	375,800人	
		入		院			168,148人	
		外		来			207,652人	
3	一	日	平	均	患	者	数	1,319人
		入		院			461人	
		外		来			858人	
4	建	設	改	良	計	画	1,425,361千円	
		資	産	購	入	関	係	1,198,500千円
		医	療	機	械	器	具	1,198,500千円
		改	築	事	業	関	係	226,861千円
		改	築	工	事	他	226,861千円	

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	病 院 事 業 収 益	22,555,169千円
第 1 項	医 業 収 益	20,465,087千円
第 2 項	医 業 外 収 益	2,054,650千円
第 3 項	特 別 利 益	35,432千円

支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	23,044,434千円
第 1 項	医 業 費 用	22,952,002千円
第 2 項	医 業 外 費 用	89,832千円
第 3 項	特 別 損 失	2,600千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する 662,787千円は過年度分損益勘定留保資金 551,400千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,387千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	1,574,628千円
第 1 項	企 業 債	1,337,000千円
第 2 項	負 担 金	237,628千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	2,237,415千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,425,361千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	792,484千円
第 3 項	他会計からの借入金償還金	19,570千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
改築事業費	千円 200,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、3年以内のすえ置期間を含め、30年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
医療機器整備事業費	1,137,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、1年以内のすえ置期間を含め、5年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
合 計	1,337,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 10,079,553千円

2 交 際 費 250千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,031,879千円 と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種 類	名 称	数 量
	医 療 機 械 器 具	高精度放射線治療システム等 一式	1

(添付書類)

- 1 令和7年度大分県病院事業会計予算実施計画
- 2 令和7年度大分県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 令和7年度大分県病院事業給与費明細書
- 4 令和7年度大分県病院事業予定貸借対照表

- 5 令和 7 年度大分県病院事業注記
- 6 令和 6 年度大分県病院事業予定損益計算書
- 7 令和 6 年度大分県病院事業予定貸借対照表
- 8 令和 6 年度大分県病院事業注記

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(別表1)

令和7年度 大分県病院事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 病 院 事 業 収 益			22,555,169	
	1 医 業 収 益		20,465,087	
		1 入 院 収 益	13,879,769	
		2 外 来 収 益	6,419,146	
		3 そ の 他 医 業 収 益	166,172	
	2 医 業 外 収 益		2,054,650	

		1 受 取 利 息 配 当 金	4,718	
		2 他 会 計 補 助 金	61,541	
		3 補 助 金	34,220	
		4 負 担 金 交 付 金	1,237,382	
		5 長 期 前 受 金 戻 入	411,079	
		6 資 本 費 繰 入 収 益	187,500	
		7 そ の 他 医 業 外 収 益	118,210	
	3 特 別 利 益		35,432	
		1 過 年 度 損 益 修 正 益	500	
		2 そ の 他 特 別 利 益	34,932	

支 出				
款	項	目	予 定 額（千円）	備 考
1 病 院 事 業 費 用			23,044,434	
	1 医 業 費 用		22,952,002	
		1 給 与 費	10,079,553	
		2 材 料 費	7,984,250	
		3 経 費	3,230,205	
		4 減 価 償 却 費	1,520,133	
		5 資 産 減 耗 費	39,628	
		6 研 究 研 修 費	98,233	
	2 医 業 外 費 用		89,832	

		1 支払利息及び企業債取扱諸費	31,521	
		2 長期前払消費税額償却	32,661	
		3 消費税及び地方消費税	18,750	
		4 雑 損 失	6,900	
	3 特 別 損 失		2,600	
		1 固 定 資 産 売 却 損	300	
		2 過 年 度 損 益 修 正 損	2,000	
		3 そ の 他 特 別 損 失	300	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			1, 574, 628	
	1 企 業 債		1, 337, 000	
		1 企 業 債	1, 337, 000	
	2 負 担 金		237, 628	
		1 他 会 計 負 担 金	237, 628	

支 出				
款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			2,237,415	
	1 建 設 改 良 費		1,425,361	
		1 資 産 購 入 費	1,198,500	
		2 改 築 事 業 費	226,861	
	2 企 業 債 償 還 金		792,484	
		1 企 業 債 償 還 金	792,484	
	3 他会計からの借入金償還金		19,570	
		1 他会計からの借入金償還金	19,570	

(別表2)

令和7年度 大分県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 600,652
減価償却費	1,520,133
長期前払消費税の増減額	14,469
退職給付引当金の増減額	235,967
賞与引当金の増減額	50,146
法定福利費引当金の増減額	9,123
貸倒引当金の増減額	3,161
長期前受金戻入額	△ 444,511
固定資産除却費	34,682
受取利息配当金	△ 4,718
支払利息	31,521
貯蔵品の増減額	4,946
小計	854,267
受取利息配当金(受取)	4,718
支払利息(支払)	△ 31,521

業務活動によるキャッシュ・フロー	827,464
------------------	---------

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

一般会計からの繰入金による収入	237,628
-----------------	---------

有形固定資産の取得による支出	△ 1,313,616
----------------	-------------

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,075,988
------------------	-------------

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	1,337,107
--------------	-----------

建設改良企業債の償還による支出	△ 792,484
-----------------	-----------

他会計借入金償還による支出	△ 19,570
---------------	----------

財務活動によるキャッシュ・フロー	525,053
------------------	---------

資金増加額（又は減少額）	276,529
--------------	---------

資金期首残高	4,930,007
--------	-----------

資金期末残高	5,206,536
--------	-----------

(別表3)

令和7年度 大分県病院事業給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費					法 定	合 計
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
本 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	1,152 (370)	2,400	4,202,348 (981,863)		4,217,079 (757,630)	8,421,827 (1,739,493)	1,590,431 (303,676)	10,012,258 (2,043,169)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)									
	合 計 (うち会計年度任用職員)	1	1,152 (370)	2,400	4,202,348 (981,863)		4,217,079 (757,630)	8,421,827 (1,739,493)	1,590,431 (303,676)	10,012,258 (2,043,169)
前 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	1,146 (376)	2,400	4,013,998 (885,364)		3,893,422 (668,530)	7,909,820 (1,553,894)	1,481,123 (277,127)	9,390,943 (1,831,021)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)									
	合 計 (うち会計年度任用職員)	1	1,146 (376)	2,400	4,013,998 (885,364)		3,893,422 (668,530)	7,909,820 (1,553,894)	1,481,123 (277,127)	9,390,943 (1,831,021)
比	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		6 (△ 6)		188,350 (96,499)		323,657 (89,100)	512,007 (185,599)	109,308 (26,549)	621,315 (212,148)

較	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)															
	合 計 (うち会計年度任用職員)			6 (△ 6)			188,350 (96,499)		323,657 (89,100)	512,007 (185,599)	109,308 (26,549)	621,315 (212,148)				
職員手当等の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	本年度 (うち会計年度任用職員)	52,020	400,380 (78,192)	80,028	122,942	66,288	58,584 (18,024)	797,232 (216,696)	92,633 (5,304)	79,488 (4,080)	73,356 (24,192)	1,705,709 (339,026)	262,668 (29,832)	2,112	225	423,414 (42,284)
	前年度 (うち会計年度任用職員)	52,948	385,363 (93,089)	73,279	115,321	69,861	56,300 (17,140)	558,958 (150,420)	73,112 (4,265)	74,769 (4,114)	109,526 (51,282)	1,526,384 (274,812)	266,895 (52,749)	2,530	225	527,951 (20,659)
	比 較 (うち会計年度任用職員)	△ 928	15,017 (△ 14,897)	6,749	7,621	△ 3,573	2,284 (884)	238,274 (66,276)	19,521 (1,039)	4,719 (△ 34)	△ 36,170 (△ 27,090)	179,325 (64,214)	△ 4,227 (△ 22,917)	△ 418		△ 104,537 (21,625)
2 給料及び職員手当等の増減額の明細																
区 分		増 減 額 (千円)		増 減 事 由 別 内 訳 (千円)				説 明				備 考				
給 料		188,350		職員数増加に伴う増加分			68,565						正規職員の増加に伴う分 会計年度任用職員の減少に伴う分			
				そ の 他 の 増 減 分			119,785						定期昇給・年齢構成の変動等に伴う分			
職 員 手 当 等		323,657		職員数増加に伴う増加分			85,812						正規職員の増加に伴う分 会計年度任用職員の減少に伴う分			
				制度改正に伴う増加分			179,325						期末・勤勉手当の支給率の改正に伴う分			
				退職給付引当金の減少分			△ 104,537						退職手当の減少に伴う分			

		そ の 他 の 増 減 分	163,057		時間外勤務手当の増額等に伴う分 宿日直手当の減額等に伴う分				
(注)「増減額」欄の金額は、6年度当初予算額との対比									
3 給料及び職員手当等の状況									
(1) 職員1人当たり給与									
区 分		事 務 ・ 技 術 (病院行政職)	医 師 (病院医療職(一))	医 療 技 術 職 員 (病院医療職(二))	看 護 師 ・ 助 産 師 (病院医療職(三))	そ の 他 (病院技能労務職)			
6 年 12 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	311,516	492,273	303,217	296,718	247,900			
	平均給与月額 (円)	387,655	1,212,430	375,589	388,312	264,300			
	平 均 年 齢 (歳)	43	47	37	39	64			
5 年 12 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	315,430	495,497	288,853	305,509	355,100			
	平均給与月額 (円)	386,780	1,096,848	388,111	423,107	449,404			
	平 均 年 齢 (歳)	42	47	36	38	63			
(2) 初 任 給									
区 分	病院行政職 (円)	病院医療職(一) (円)	病院医療職(二) (円)	病院医療職(三) (円)	一 般 会 計 の 制 度				
					行 政 職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	技能労務職 (円)
高 校 卒	195,200	—	197,600	(准看卒) 215,600	195,200	—	197,600	—	193,200
大 学 卒	226,400	342,800	233,400	(短大3卒) 254,000	226,400	342,800	233,400	—	—

(3) 級 別 職 員 数															
区 分	病 院 行 政 職			病 院 医 療 職 (一)			病 院 医 療 職 (二)			病 院 医 療 職 (三)			病 院 技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
6 年12月 1 日 現 在	1 級	5	10.0	1 級	16	13.8	1 級	6	6.1	1 級			1 級		
	2 級	5	10.0	2 級	23	19.8	2 級	17	17.2	2 級	99	19.2	2 級		
	3 級	15	30.0	3 級	47	40.5	3 級	12	12.1	3 級	97	18.8	3 級	1	100.0
	4 級	12	24.0	4 級	30	25.9	4 級	33	33.3	4 級	213	41.3	4 級		
	5 級	8	16.0				5 級	28	28.3	5 級	97	18.8	5 級		
	6 級	1	2.0				6 級	2	2.0	6 級	10	1.9			
	7 級	3	6.0				7 級	1	1.0						
	8 級	1	2.0												
	9 級														
	計	50	100	計	116	100	計	99	100	計	516	100	計	1	100

5 年12月 1 日 現 在	1 級	3	6.1	1 級	12	11.0	1 級	4	4.1	1 級			1 級		
	2 級	5	10.2	2 級	19	17.4	2 級	20	20.4	2 級	95	18.5	2 級		
	3 級	17	34.7	3 級	50	45.9	3 級	20	20.5	3 級	94	18.3	3 級	1	100.0
	4 級	12	24.5	4 級	28	25.7	4 級	25	25.5	4 級	225	43.9	4 級		
	5 級	7	14.3				5 級	25	25.5	5 級	90	17.5	5 級		
	6 級						6 級	2	2.0	6 級	9	1.8			
	7 級	4	8.2				7 級	2	2.0						
	8 級	1	2.0												
	9 級														
	計	49	100	計	109	100	計	98	100	計	513	100	計	1	100
(級別の標準的な職務内容)															
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級						
病 院 行 政 職	主 事	主 事	主 専 門 査 員 任	主 副 主 幹 査	課 長 補 佐 主 幹	総 務 企 画 監	課 長	病 院 局 次 長 事 務 局 長							

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級					
病院医療職(一)	医 師	主 任 医 師	部 長 副 部 長 主 任 医 師	病 院 長 副 院 長 部 所 長					
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		
病院医療職(二)	技 師	技 師	主 任 技 師 主 任 技 師	主 任 技 師 主 任 技 師	副 部 長 副 室 長 專 門 技 師 主 任 技 師	部 長	部 長		
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級			
病院医療職(三)		助 産 師 看 護 師	助 産 師 看 護 師	主 任 助 産 師 主 任 看 護 師	看 護 師 長 副 看 護 師 長 主 任 助 産 師 主 任 看 護 師	副 院 長 部 参 事 副 部 長 看 護 專 門 員			
(4) 昇 給									
区 分		合 計		病院行政職	病院医療職(一)	病院医療職(二)	病院医療職(三)	病院技能労務職	
	職 員 数 (A) (人)		782	50	116	99	516	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		727	46	95	90	496		
		1 号 給 (人)	5	3			2		

本 年 度	号給数別内訳	2号給(人)	7		5		2	
		3号給(人)	51	2	17	3	29	
		4号給(人)	552	31	68	64	389	
		5号給(人)	83	8	1	20	54	
		6号給(人)	24	2	2	3	17	
		7号給(人)	3		2		1	
		8号給 以上(人)	2				2	
	比 率 (B)／(A) (%)		93.0	92.0	81.9	90.9	96.1	
前	職 員 数 (A) (人)		770	49	109	98	513	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		715	44	87	90	494	
		1号給(人)	5	3			2	
		2号給(人)	4		2	1	1	
		3号給(人)	62	2	22	8	30	

年 度	号給数別内訳	4号給(人)	540	28	61	67	384	
		5号給(人)	79	9		13	57	
		6号給(人)	19	2		1	16	
		7号給(人)	3		2		1	
		8号給以上(人)	3				3	
	比 率 (B)／(A) (%)		92.9	89.8	79.8	91.8	96.3	
(5) 特殊勤務手当								
区 分	全 職 種	事 務 ・ 技 術 (病院行政職)	医 師 (病院医療職(一))	医 療 技 術 職 (病院医療職(二))	看 護 師 ・ 助 産 師 (病院医療職(三))	そ の 他 (病院技能労務職)		
給料総額に対する 比 率 (%)	6.9	0.3	11.4	0.6	7.2	0.0		
支給対象職員の比率 (令和6年12月1日現在) (%)	69.1	10.2	89.7	47.5	74.4	0.0		
支給対象職員1人当 たり平均支給月額 (円)	28,432	7,659	52,903	3,500	25,126	0		
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	夜間看護等手当、特別診療手当、救急勤務医手当、精神医療業務手当、分べん手当、診療放射線作業手当、新生児担当医手当							
(6) 期末手当・勤勉手当								

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考	
	6 月 (月分)	12 月 (月分)				
本 年 度	(1. 20) 2. 30	(1. 20) 2. 30	(2. 40) 4. 60	有		
前 年 度	(1. 175) 2. 25	(1. 175) 2. 25	(2. 35) 4. 50	有		
一般会計の制度	(1. 20) 2. 30	(1. 20) 2. 30	(2. 40) 4. 60	有		
(注) () は再任用職員分						
(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当						
区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709		
一般会計の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709		
(8) そ の 他 の 手 当						
区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同			差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	同			――		

住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	同 じ	—

(別表4)

令和7年度 大分県病院事業予定貸借対照表

(令 和 8 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		591,720
ロ 建 物	21,428,661	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,304,709</u>	8,123,952
ハ 構 築 物	451,456	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 335,291</u>	116,165
ニ 器 械 備 品	11,042,489	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,984,547</u>	4,057,942
ホ 車 両	1,134	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,077</u>	57
ヘ その他有形固定資産	23,940	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,188</u>	<u>22,752</u>

有 形 固 定 資 産 合 計		12,912,588	
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権	81		
無 形 固 定 資 産 合 計		81	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券	800,000		
ロ 長 期 前 払 消 費 税	502,296		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		1,302,296	
固 定 資 産 合 計			14,214,965
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		5,206,536	
(2) 未 収 金	3,098,652		
(3) 貸 倒 引 当 金	△ 56,351	3,042,301	
(4) 貯 蔵 品		202,136	
流 動 資 産 合 計			8,450,973
資 産 合 計			22,665,938

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債		6,566,589	
(2) 他 会 計 借 入 金		469,977	
(3) 引 当 金			

イ 退職給付引当金		4,095,357	
固定負債合計			11,131,923
4 流動負債			
(1) 企業債		792,365	
(2) 他会計借入金		19,570	
(3) 未払金		2,574,994	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	568,570		
ロ 法定福利費引当金	104,994	673,564	
(5) その他流動負債		79,010	
流動負債合計			4,139,503
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		14,758,047	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 11,899,198	
繰延収益合計			2,858,849
負債合計			18,130,275

資 本 の 部

6 資本金			1,137,019
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 受贈財産評価額	22,708		

口 補 助 金	5,084		
ハ 他 会 計 負 担 金	<u>473,030</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		500,822	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,897,822</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>2,897,822</u>	
剰 余 金 合 計			<u>3,398,644</u>
資 本 合 計			<u>4,535,663</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>22,665,938</u></u>

(別表5)

令和7年度大分県病院事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権 定額法による償却原価法によっている。

その他有価証券 移動平均法による原価法によっている。

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～47年

構築物 10～50年

器械備品 3～20年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

なお、長期前払消費税については、20事業年度で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、4,011,028千円である。

4 減損損失に関する注記

該当事項はない。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

一件当たりのリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法で会計処理を行っている。

6 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

7 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として187,447千円を支給するため退職給付引当金187,447千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当として518,424千円を支給するため賞与引当金518,424千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当に係る法定福利費として95,871千円を支給するため法定福利費引当金95,871千円を使用する。

(別表6)

令和6年度 大分県病院事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 医 業 収 益

(1) 入 院 収 益	13,277,955	
(2) 外 来 収 益	6,408,326	
(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>161,410</u>	19,847,691

2 医 業 費 用

(1) 給 与 費	10,177,859	
(2) 材 料 費	7,764,636	
(3) 経 費	3,270,516	
(4) 減 価 償 却 費	1,472,921	
(5) 資 産 減 耗 費	32,177	
(6) 研 究 研 修 費	<u>98,603</u>	<u>22,816,712</u>

医 業 損 失

2,969,021

3 医 業 外 収 益

(1) 受 取 利 息 配 当 金	4,464
(2) 他 会 計 補 助 金	64,514
(3) 補 助 金	34,220

(4) 負 担 金 交 付 金	1,007,036		
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	429,125		
(6) 資 本 費 繰 入 収 益	180,300		
(7) そ の 他 医 業 外 収 益	<u>130,840</u>	1,850,499	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	32,742		
(2) 長期前払消費税額償却	34,968		
(3) 雑 損 失	<u>121,876</u>	<u>189,586</u>	<u>1,660,913</u>
経 常 利 益			△ 1,308,108
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	1,191		
(2) そ の 他 特 別 利 益	<u>34,507</u>	35,698	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	300		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	376,096		
(3) そ の 他 特 別 損 失	<u>300</u>	<u>376,696</u>	<u>△ 340,998</u>
当 年 度 純 利 益			△ 1,649,106
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			5,147,580
その他未処分利益剰余金変動額			<u>△ 355,154</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u><u>3,143,320</u></u>

(別表7)

令和6年度 大分県病院事業予定貸借対照表

(令 和 7 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		591,720
ロ 建 物	21,222,424	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 12,690,182</u>	8,532,242
ハ 構 築 物	451,456	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 328,805</u>	122,651
ニ 器 械 備 品	9,952,944	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,085,427</u>	3,867,517
ホ 車 両	1,134	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,077</u>	57
ヘ 建 設 仮 勘 定		16,848
ト その他有形固定資産	23,940	

減価償却累計額	△ 1,188	22,752	
有形固定資産合計			13,153,787
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		81	
無形固定資産合計			81
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券		800,000	
ロ 長期前払消費税		516,765	
投資その他の資産合計			1,316,765
固定資産合計			14,470,633
2 流動資産			
(1) 現金預金			4,930,007
(2) 未収金		3,098,652	
(3) 貸倒引当金	△ 53,190	3,045,462	
(4) 貯蔵品		207,082	
流動資産合計			8,182,551
資産合計			22,653,184

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		6,021,914	
---------	--	-----------	--

(2) 他 会 計 借 入 金		489,547	
(3) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金		<u>3,859,390</u>	
固 定 負 債 合 計			10,370,851
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債		792,417	
(2) 他 会 計 借 入 金		19,570	
(3) 未 払 金		2,574,994	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	518,424		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>95,871</u>	614,295	
(5) そ の 他 流 動 負 債		<u>79,010</u>	
流 動 負 債 合 計			4,080,286
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		14,520,419	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△ 11,454,687</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>3,065,732</u>
負 債 合 計			<u>17,516,869</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			1,137.019

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額 22,708

ロ 補 助 金 5,084

ハ 他 会 計 負 担 金 473,030

資 本 剰 余 金 合 計 500,822

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 3,498,474

利 益 剰 余 金 合 計 3,498,474

剰 余 金 合 計 3,999,296

資 本 合 計 5,136,315

負 債 資 本 合 計 22,653,184

(別表 8)

令和 6 年度大分県病院事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権 定額法による償却原価法によっている。

その他有価証券 移動平均法による原価法によっている。

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～47年

構築物 10～50年

器械備品 3～20年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による。

・主な耐用年数

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

イ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

なお、長期前払消費税については、20事業年度で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、3,709,660千円である。

4 減損損失に関する注記

該当事項はない。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

一件当たりのリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法で会計処理を行っている。

6 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

7 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として270,343千円を支給するため退職給付引当金270,343千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当として472,794千円を支給するため賞与引当金472,794千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末手当・勤勉手当に係る法定福利費として87,792千円を支給するため法定福利費引当金87,792千円を使用する。

令和7年度 大分県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大分県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|--------------------|----------------|
| 1 | 年間販売電力量 | 161,460,590kWh |
| 2 | 主たる建設計画 | |
| (1) | 芹川第一・第二発電所リニューアル事業 | 2,737,658千円 |
| (2) | 桑原発電所リニューアル事業 | 223,942千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	電 気 事 業 収 益	3,582,902千円
第 1 項	営 業 収 益	3,292,747千円
第 2 項	財 務 収 益	52,000千円
第 3 項	事 業 外 収 益	237,855千円
第 4 項	特 別 利 益	300千円

支 出

第 1 款	電 気 事 業 費 用	3,946,577千円
第 1 項	営 業 費 用	2,895,278千円
第 2 項	財 務 費 用	49,805千円
第 3 項	事 業 外 費 用	9,637千円
第 4 項	特 別 損 失	981,857千円
第 5 項	予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,585,225千円 は、地域振興積立金 70,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 101,889千円、過年度分損益勘定留保資金 1,413,336千円 で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	2,832,585千円
第 1 項	企 業 債	2,737,000千円
第 2 項	負 担 金	94,771千円
第 3 項	投 資 償 還 金	814千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	4,417,810千円
第 1 項	建 設 改 良 費	3,681,544千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	453,814千円

第 3 項	投 資 そ の 他 の 資 産	202,452千円
第 4 項	繰 出 金	70,000千円
第 5 項	予 備 費	10,000千円
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事 項	期 間	限 度 額
芹川第一発電所リニューアル事業	令和7年度から 令和9年度まで	千円 176,000
芹川第二発電所リニューアル事業	令和7年度から 令和9年度まで	176,000
桑原発電所リニューアル事業	令和7年度から 令和8年度まで	71,500
桑原発電所リニューアル事業	令和7年度から 令和11年度まで	22,000
大野川発電所 三重川3号水路橋補修詳細設計業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	4,778

大野川発電所 三重川 4 号水路橋補修詳細設計業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,175
芹川第三発電所 長湯取水堰起伏ゲート他修繕工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	64,130
芹川第三発電所 今畑No.1, 4ポンプオーバーホール工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	44,859
別府発電所 小挾間川法面調査設計委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	6,063
北川ダム 維持放流設備改修設計委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	34,980

(企業債) 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
芹川第一・第二発電所 リニューアル事業	千円 2,737,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。 証券発行の場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置き、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
(一時借入金) 第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円 と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用) 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 1 営業費用と事業外費用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。				

1 職 員 給 与 費	863,310千円
2 交 際 費	440千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円 と定める。

(添付書類)

- 1 令和7年度大分県電気事業会計予算実施計画
- 2 令和7年度大分県電気事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 令和7年度大分県電気事業給与費明細書
- 4 債務負担行為に関する調書
- 5 令和7年度大分県電気事業予定貸借対照表
- 6 令和7年度大分県電気事業注記
- 7 令和6年度大分県電気事業予定損益計算書
- 8 令和6年度大分県電気事業予定貸借対照表
- 9 令和6年度大分県電気事業注記

令和7年2月25日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(別表1)

令和7年度 大分県電気事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 電 気 事 業 収 益			3,582,902	
	1 営 業 収 益		3,292,747	
		1 電 力 料	3,203,450	
		2 営 業 雑 収 益	89,297	
	2 財 務 収 益		52,000	
		1 受 取 利 息	52,000	

	3 事業外収益		237,855	
		1 長期前受金戻入	7,130	
		2 消費税還付金	206,496	
		3 雑収益	24,229	
	4 特別利益		300	
		1 固定資産売却益	100	
		2 過年度損益修正益	100	
		3 その他特別利益	100	

支 出				
款	項	目	予 定 額（千円）	備 考
1 電 気 事 業 費 用			3,946,577	
	1 営 業 費 用		2,895,278	
		1 水 力 発 電 費	2,307,428	
		2 送 電 費	174,411	
		3 一 般 管 理 費	387,763	
		4 太 陽 光 発 電 費	25,676	
	2 財 務 費 用		49,805	
		1 支 払 利 息	49,805	
	3 事 業 外 費 用		9,637	

		1 雑 損 失	9,637	
	4 特 別 損 失		981,857	
		1 固 定 資 産 売 却 損	100	
		2 過 年 度 損 益 修 正 損	100	
		3 そ の 他 特 別 損 失	981,657	
	5 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			2, 832, 585	
	1 企 業 債		2, 737, 000	
		1 企 業 債	2, 737, 000	
	2 負 担 金		94, 771	
		1 共 有 者 持 分 額	94, 771	
	3 投 資 償 還 金		814	
		1 投 資 有 価 証 券 償 還 金	814	

支 出				
款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			4,417,810	
	1 建 設 改 良 費		3,681,544	
		1 水 力 発 電 設 備	3,529,932	
		2 送 電 設 備	69,960	
		3 業 務 設 備	81,652	
	2 企 業 債 償 還 金		453,814	
		1 元 金 償 還 金	453,814	
	3 投 資 そ の 他 の 資 産		202,452	
		1 投 資 有 価 証 券	200,000	

		2 そ の 他 投 資	2,452	
	4 繰 出 金		70,000	
		1 一 般 会 計 繰 出 金	70,000	
	5 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

(別表2)

令和7年度 大分県電気事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 年 度 純 利 益	△ 672,060
減 価 償 却 費	763,355
退職給付引当金の増減額	31,788
賞与引当金の増減額	6,824
法定福利費引当金の増減額	93
修繕引当金の増減額	△ 147,808
特別修繕引当金の増減額	237,570
長期前受金戻入額	△ 7,680
固定資産の除却損	72,727
一般会計への繰出金による支出	△ 70,000
受取利息及び受取配当金	△ 52,000
支 払 利 息	49,805
その他流動資産の増減額	0
未 収 金 の 増 減 額	54,892
未 払 金 の 増 減 額	247,465

小 計	514,971
利息及び配当金の受取額	52,000
利 息 の 支 払 額	<u>△ 49,805</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	517,166

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,364,540
有形固定資産の共有設備持分額による収入	86,152
有価証券の取得による支出	△ 200,000
有価証券の被償還による収入	814
その他投資による支出	<u>△ 2,452</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,480,026

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,737,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 453,814</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,283,186

資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	△ 679,674
資金期首残高	<u>4,714,768</u>

資金期末残高

4,035,094

(別表3)

令和7年度 大分県電気事業給与費明細書

1 総括

区分		職員数		給与費				法定	合計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)	福利費 (千円)	
本年度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	84 (24)		346,816 (53,985)	281,008 (24,810)	627,824 (78,795)	111,136 (7,977)	738,960 (86,772)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		11		55,619	50,497	106,116	18,234	124,350
	合計 (うち会計年度任用職員)	1	95 (24)		402,435 (53,985)	331,505 (24,810)	733,940 (78,795)	129,370 (7,977)	863,310 (86,772)
前年度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	1	84 (24)		312,177 (53,985)	290,762 (24,810)	602,939 (78,795)	107,161 (7,977)	710,100 (86,772)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		11		53,931	48,066	101,997	18,234	120,231
	合計 (うち会計年度任用職員)	1	95 (24)		366,108 (53,985)	338,828 (24,810)	704,936 (78,795)	125,395 (7,977)	830,331 (88,005)
比	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	0	0 (0)		34,639 (0)	△ 9,754 (0)	24,885 (0)	3,975 (0)	28,860 (0)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)	0	0		1,688	2,431	4,119	0	4,119

較	合 計 (うち会計年度任用職員)		0	0 (0)		36,327 (0)	△ 7,323 (0)	29,004 (0)	3,975 (0)	32,979 (△ 1,233)							
職員手当等の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 現 場 作 業 手 当 (千円)	危 険 作 業 手 当 (千円)	ダ ム 業 用 地 交 渉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期 末 ・ 奨 励 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	
	本年度 (うち会計年度任用職員)	7,347	11,067	7,258	12,211 (2,393)	276	3,813	1,302	118	50	42,707 (1,999)	2,982	1,586	866	240	160,417 (20,418)	79,265
	前年度 (うち会計年度任用職員)	7,308	11,587	7,068	12,045 (2,393)	276	3,795	1,269	118	50	42,126 (1,999)	2,982	1,586	866	240	158,809 (20,418)	88,703
	比 較 (うち会計年度任用職員)	39△	520	190	166 (0)	0	18	33	0	0	581 (0)	0	0	0	0	1,608 (0)	△ 9,438
2 給料及び職員手当等の増減額の明細																	
区 分		増 減 額 (千円)		増 減 事 由 別 内 訳 (千円)				説 明				備 考					
給 料		36,327		昇 給 に 伴 う 増 加 分				16,460				職員の年齢構成の変動等に伴う増加分					
				そ の 他 の 増 減 分				19,867									
職 員 手 当 等		△ 7,323		制 度 改 正 に 伴 う 増 加 分				1,608				期 末 ・ 奨 励 手 当 の 増 加 分					
				そ の 他 の 増 減 分				△ 8,931				職員の年齢構成の変動等に伴う減少分					
(注) 「増減額」欄の金額は、6年度補正予算額との対比																	
3 給料及び職員手当等の状況																	
(1) 職員1人当たり給与																	

区 分		企 業 職
令和 7 年 2 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	351,166
	平 均 給 与 月 額 (円)	417,421
	平 均 年 齢 (歳)	43
令和 5 年 12 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	330,434
	平 均 給 与 月 額 (円)	402,165
	平 均 年 齢 (歳)	43
(2) 初 任 給		
区 分	企 業 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度
		行 政 職 (円)
高 校 卒	195,200	195,200
大 学 卒	226,400	226,400
(3) 級 別 職 員 数		

区 分		企 業 職								
		級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)			
令 和 7 年 2 月 1 日 現 在		1 級	3	4.2	6 級	1	1.4			
		2 級	4	5.6	7 級	5	7.0			
		3 級	19	26.8	8 級					
		4 級	28	39.5	9 級					
		5 級	11	15.5	計	71	100			
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在		1 級	5	7.0	6 級	1	1.4			
		2 級	7	9.9	7 級	5	7.0			
		3 級	13	18.3	8 級					
		4 級	28	39.5	9 級					
		5 級	12	16.9	計	71	100			
(級別の基準となる職務)										
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	

企 業 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 幹 副 主 査	課 長 補 佐 主 幹	課 長	課 長	次 長	理 事
(4) 昇 給									
区 分			企 業 職						
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		71						
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		60						
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	3						
		2 号 給 (人)							
		3 号 給 (人)							
		4 号 給 (人)	35						
		5 号 給 (人)	20						
		6 号 給 (人)	2						
		7 号 給 (人)							

		8号給以上 (人)	
	比 率	(B)／(A) (%)	84.5
前 年 度	職 員 数	(A) (人)	71
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B) (人)	62
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	3
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	3
		4 号 給 (人)	27
		5 号 給 (人)	23
		6 号 給 (人)	6
		7 号 給 (人)	
		8号給以上 (人)	
	比 率	(B)／(A) (%)	87.3

(5) 特殊勤務手当					
区 分		企 業 職			
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)		1.4			
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和7年2月1日現在)		70.5			
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)		8,332			
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称		特殊現場作業手当、危険作業手当、ダム業務手当、用地交渉手当			
(6) 期末手当・奨励手当					
区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
前 年 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.35) 4.50	有	
一般会計の制度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
(注) () は、再任用職員分					
(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当					

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709		
一般会計の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709		
(8) そ の 他 の 手 当						
区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同				差 異 の 内 容	
扶 養 手 当	同 じ				――	
住 居 手 当	同 じ				――	
通 勤 手 当	同 じ				――	

(別表4)

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債 及 び 損益勘定留保資金等
芹川第一発電所リニューアル事業 (水車発電機他更新工事等)	千円 2,260,631	令和2年度から 令和6年度まで	千円 232,389	令和7年度から 令和10年度まで	千円 2,028,242	千円 2,028,242
芹川第一発電所リニューアル事業 (水圧管路他更新工事)	4,716,240	令和5年度から 令和6年度まで	710,729	令和7年度から 令和11年度まで	4,005,511	4,005,511
芹川第一発電所リニューアル事業	132,000	令和6年度		令和7年度から 令和11年度まで	132,000	132,000
芹川第一発電所リニューアル事業	176,000			令和7年度から 令和9年度まで	176,000	176,000

芹川第二発電所リニューアル事業 (水車発電機他更新工事等)	2,239,987	令和2年度から 令和6年度まで	174,734	令和7年度から 令和10年度まで	2,065,253	2,065,253
芹川第二発電所リニューアル事業 (水圧管路他更新工事)	3,082,420	令和4年度から 令和6年度まで	1,600,500	令和7年度から 令和10年度まで	1,481,920	1,481,920
芹川第二発電所リニューアル事業	110,000	令和6年度		令和7年度から 令和10年度まで	110,000	110,000
芹川第二発電所リニューアル事業	176,000			令和7年度から 令和9年度まで	176,000	176,000
桑原発電所リニューアル事業 (水車発電機他更新工事)	1,760,000	令和5年度から 令和6年度まで		令和7年度から 令和11年度まで	1,760,000	1,760,000
桑原発電所リニューアル事業	330,000	令和6年度		令和7年度から 令和8年度まで	330,000	330,000
桑原発電所リニューアル事業	71,500			令和7年度から 令和8年度まで	71,500	71,500

桑原発電所リニューアル事業	22,000			令和7年度から 令和11年度まで	22,000	22,000
芹川線鉄塔改良工事（第一工区）	537,273	令和6年度		令和7年度から 令和8年度まで	537,273	537,273
発電所集中監視制御機器更新工事	1,980,000	令和6年度		令和7年度から 令和11年度まで	1,980,000	1,980,000
大野川発電所 三重川3号水路橋補修詳細設計業務委託	4,778			令和7年度から 令和8年度まで	4,778	4,778
大野川発電所 三重川4号水路橋補修詳細設計業務委託	5,175			令和7年度から 令和8年度まで	5,175	5,175
芹川第三発電所 長湯取水堰起伏ゲート他修繕工事	64,130			令和7年度から 令和8年度まで	64,130	64,130
芹川第三発電所 今畑No1,4ポンプオーバーホール工事	44,859			令和7年度から 令和8年度まで	44,859	44,859

別府発電所 小挾間川法面調査設計委託	6,063			令和7年度から 令和8年度まで	6,063	6,063
北川ダム 維持放流設備改修設計委託	34,980			令和7年度から 令和8年度まで	34,980	34,980

(別表5)

令和7年度 大分県電気事業予定貸借対照表

(令 和 8 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 電 気 事 業 固 定 資 産

イ 水 力 発 電 設 備	31,485,841	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,624,968</u>	14,860,873
ロ 送 電 設 備	2,707,241	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 978,261</u>	1,728,980
ハ 業 務 設 備	403,185	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 136,533</u>	266,652
ニ 太 陽 光 発 電 設 備	418,047	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 264,668</u>	<u>153,379</u>
電 気 事 業 固 定 資 産 合 計		17,009,884

(2) 建 設 仮 勘 定

イ 芹川第一発電所リニューアル事業	3,869,425
-------------------	-----------

ロ 芹川第二発電所リニューアル事業	2,849,488		
ハ 桑原発電所リニューアル事業	<u>510,980</u>		
建設仮勘定合計		7,229,893	
(3) 事業外固定資産	<u>88,574</u>		
事業外固定資産合計		88,574	
(4) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	4,223,782		
ロ その他の投資	<u>6,708</u>		
投資その他の資産合計		<u>4,230,490</u>	
固定資産合計			28,558,841
2 流動資産			
(1) 現金・預金		4,035,094	
(2) 未収金		720,376	
(3) 有価証券		800,814	
(4) 貯蔵品		<u>18,263</u>	
流動資産合計			<u>5,574,547</u>
資産合計			<u><u>34,133,388</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>13,303,455</u>
-----------------------	-------------------

企 業 債 合 計		13,303,455	
(2) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	577,170		
ロ 修 繕 引 当 金	45,526		
ハ 特 別 修 繕 引 当 金	<u>1,732,859</u>		
引 当 金 合 計		<u>2,355,555</u>	
固 定 負 債 合 計			15,659,010
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる た め の 企 業 債	<u>453,814</u>		
企 業 債 合 計		453,814	
(2) 未 払 金		1,211,411	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	40,695		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>5,896</u>		
引 当 金 合 計		46,591	
(4) そ の 他 流 動 負 債		<u>14,163</u>	
流 動 負 債 合 計			1,725,979
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		605,795	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△ 478,436</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>127,359</u>
負 債 合 計			<u>17,512,348</u>

資 本 の 部

6 資 本 金			14,705,499
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 補 助 金	5,512		
ロ 工 事 負 担 金	5,453		
資 本 剰 余 金 合 計		10,965	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	958,733		
ロ 地 域 振 興 積 立 金	330,000		
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	615,843		
利 益 剰 余 金 合 計		1,904,576	
剰 余 金 合 計			1,915,541
資 本 合 計			16,621,040
負 債 資 本 合 計			34,133,388

(別表6)

令和7年度大分県電気事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・ 其他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・ 主な耐用年数

建物	8～41年
構築物	10～57年
機械及び装置	6～22年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 特別修繕引当金

水車発電機のオーバーホールに係る支出に備えるため、前回の定期修繕の実績額を基礎とした支出見込み額のうち、前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

オ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額のうち、特別修繕引当金を除いた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

報告セグメントの概要

大分県電気事業会計は、地域開発の一環として発電所を建設し、その発生電力を企業等に供給しており、「水力発電事業」「太陽光発電事業」の2つを報告セグメントとしている。

報告セグメントの事業内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
水力発電事業	発電事業のうち、水力により発電する事業
太陽光発電事業	発電事業のうち、太陽電池により発電する事業

(単位：千円)

	水力発電事業	太陽光発電事業	合 計
営業収益	2,945,833	48,023	2,993,856
営業費用	2,755,738	25,412	2,781,150
営業損益	190,095	22,611	212,706
経常損益	203,842	22,789	226,631
セグメント資産	33,980,009	153,379	34,133,388
セグメント負債	17,511,262	1,086	17,512,348
その他の項目			
減価償却費	742,333	21,022	763,355
特 別 利 益	300	0	300
特 別 損 失	898,791	0	898,791
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,484,350	△ 21,022	2,463,328

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1 年内	5,498千円
1 年超	13,370千円
計	18,868千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として50,372千円を支給するため退職給付引当金50,372千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として33,871千円を支給するため賞与引当金33,871千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として5,803千円を支給するため法定福利費引当金5,803千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金147,808千円を使用する。

(5) 予定貸借対照表について

当年度予定貸借対照表の当年度未処分利益剰余金には、当年度当初予算における資本的収支差額を補てんする必要から当年度中に地域振興積立金の取崩しを行うため、当該積立金取崩額70,000千円を含む。

(別表7)

令和6年度 大分県電気事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営業収益

(1) 電力料

2,562,576

(2) 営業雑収益

81,722

2,644,298

2 営業費用

(1) 水力発電費

2,003,576

(2) 送電費

199,876

(3) 一般管理費

332,578

(4) 太陽光発電費

28,998

2,565,028

営業利益

79,270

3 財務収益

(1) 受取利息

49,400

49,400

4 事業外収益

(1) 長期前受金戻入

7,130

(2) 雑収益

13,853

20,983

5 財 務 費 用

(1) 支 払 利 息

90,122

90,122

6 事 業 外 費 用

(1) 雑 損 失

7,4607,460△ 27,199

経 常 利 益

52,071

7 特 別 利 益

(1) 固 定 資 産 売 却 益

100

(2) 過 年 度 損 益 修 正 益

100

(3) そ の 他 特 別 利 益

100

300

8 特 別 損 失

(1) 固 定 資 産 売 却 損

100

(2) 過 年 度 損 益 修 正 損

100

(3) そ の 他 特 別 損 失

109,783

109,983

9 予 備 費

(1) 予 備 費

10,00010,000△ 119,683

当 年 度 純 利 益

△ 67,612

その他未処分利益剰余金変動額

495,506

当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

427,894

(別表8)

令和6年度 大分県電気事業予定貸借対照表

(令 和 7 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 電 気 事 業 固 定 資 産

イ 水 力 発 電 設 備	28,833,692	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 15,983,761</u>	12,849,931
ロ 送 電 設 備	2,643,641	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 918,747</u>	1,724,894
ハ 業 務 設 備	330,342	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 94,921</u>	235,421
ニ 太 陽 光 発 電 設 備	418,047	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 243,646</u>	<u>174,401</u>
電 気 事 業 固 定 資 産 合 計		14,984,647

(2) 建 設 仮 勘 定

イ 別府発電所リニューアル事業	2,344,983
-----------------	-----------

ロ 芹川第一発電所リニューアル事業	2,256,988		
ハ 芹川第二発電所リニューアル事業	1,907,619		
ニ 桑原発発電所リニューアル事業	<u>303,234</u>		
建設仮勘定合計		6,812,824	
(3) 事業外固定資産	<u>88,574</u>		
事業外固定資産合計		88,574	
(4) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	4,024,596		
ロ その他の投資	<u>4,257</u>		
投資その他の資産合計		<u>4,028,853</u>	
固定資産合計			25,914,898
2 流動資産			
(1) 現金・預金		4,714,768	
(2) 未収金		775,267	
(3) 有価証券		800,814	
(4) 貯蔵品		<u>18,263</u>	
流動資産合計			<u>6,309,112</u>
資産合計			<u><u>32,224,010</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債	
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>11,020,269</u>

企 業 債 合 計		11,020,269	
(2) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	545,382		
ロ 修 繕 引 当 金	193,334		
ハ 特 別 修 繕 引 当 金	<u>1,495,289</u>		
引 当 金 合 計		<u>2,234,005</u>	
固 定 負 債 合 計			13,254,274
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	<u>453,814</u>		
企 業 債 合 計		453,814	
(2) 未 払 金		963,946	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	33,871		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>5,803</u>		
引 当 金 合 計		39,674	
(4) そ の 他 流 動 負 債		<u>14,163</u>	
流 動 負 債 合 計			1,471,597
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		606,345	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△ 471,306</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>135,039</u>
負 債 合 計			<u>14,860,910</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			14,705,499							
7	剰	余	金										
(1)	資	本	剰	余	金								
	イ	補		助	金	5,512							
	ロ	工	事	負	担	金	5,453						
		資	本	剰	余	金	合	計	10,965				
(2)	利	益	剰	余	金								
	イ	建	設	改	良	積	立	金	958,733				
	ロ	地	域	振	興	積	立	金	400,000				
	ハ	当	年	度	未	処	分	利	益	剰	余	金	1,287,903
		利	益	剰	余	金	合	計	2,646,636				
		剰	余	金	合	計						2,657,601	
		資	本	合	計							17,363,100	
		負	債	資	本	合	計					32,224,010	

(別表9)

令和6年度大分県電気事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・ 其他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・ 主な耐用年数

建物	8～41年
構築物	10～57年
機械及び装置	6～22年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 特別修繕引当金

水車発電機のオーバーホールに係る支出に備えるため、前回の定期修繕の実績額を基礎とした支出見込み額のうち、前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

オ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額のうち、特別修繕引当金を除いた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

報告セグメントの概要

大分県電気事業会計は、地域開発の一環として発電所を建設し、その発生電力を企業等に供給しており、「水力発電事業」「太陽光発電事業」の2つを報告セグメントとしている。

報告セグメントの事業内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
水力発電事業	発電事業のうち、水力により発電する事業
太陽光発電事業	発電事業のうち、太陽電池により発電する事業

(単位：千円)

	水力発電事業	太陽光発電事業	合 計
営業収益	2,596,275	48,023	2,644,298
営業費用	2,536,030	28,998	2,565,028
営業損益	60,245	19,025	79,270
経常損益	23,224	18,847	42,071
セグメント資産	32,049,608	174,402	32,224,010
セグメント負債	14,859,646	1,264	14,860,910
その他の項目			
減価償却費	682,669	20,091	702,760
特 別 利 益	300	0	300
特 別 損 失	109,983	0	109,983
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,611,153	△ 20,091	1,591,062

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1 年内	1,234千円
1 年超	2,879千円
計	4,113千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として64,682千円を支給するため退職給付引当金64,682千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として39,680千円を支給するため賞与引当金39,680千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として5,104千円を支給するため法定福利費引当金5,104千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金95,592千円を使用する。

(5) 予定貸借対照表について

当年度予定貸借対照表の当年度未処分利益剰余金には、当年度当初予算における資本的収支差額を補てんする必要から当年度中に地域振興積立金の取崩しを行うため、当該積立金取崩額50,000千円を含む。

第13号議案

令和7年度 大分県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大分県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水事業所数	46事業所
2	年間総給水量	205,633,700m ³
3	1日平均給水量	563,380m ³
4	主たる建設計画	
	(1) 主配水管日岡・三佐線埋設管路補修工事	314,213千円
	(2) 大津留浄水場老朽化対策検討・調査関連事業	206,264千円
	(3) 判田浄水場老朽化対策検討・調査関連事業	130,188千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	工業用水道事業収益	2,467,041千円
第 1 項	営業収益	2,273,167千円
第 2 項	営業外収益	193,574千円

第 3 項	特 別 利 益	300千円
-------	---------	-------

支 出

第 1 款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,406,425千円
-------	-------------------	-------------

第 1 項	営 業 費 用	2,284,395千円
-------	---------	-------------

第 2 項	営 業 外 費 用	66,730千円
-------	-----------	----------

第 3 項	特 別 損 失	300千円
-------	---------	-------

第 4 項	予 備 費	55,000千円
-------	-------	----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58,180千円は、過年度分損益勘定留保資金 58,180千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	839,526千円
-------	-----------	-----------

第 1 項	企 業 債	815,000千円
-------	-------	-----------

第 2 項	負 担 金	24,383千円
-------	-------	----------

第 3 項	投 資 償 還 金	143千円
-------	-----------	-------

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	897,706千円
-------	-----------	-----------

第 1 項	建 設 改 良 費	826,175千円
-------	-----------	-----------

第 2 項	企 業 債 償 還 金	61,531千円
-------	-------------	----------

第 3 項 予 備 費 (債務負担行為) 第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。			10,000千円
事 項	期 間	限 度 額	
判田浄水場特高変電所高圧盤更新工事	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	693,856	千円
判田揚水ポンプ場高圧盤更新工事	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	507,474	
判田川水管橋塗装工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	120,205	
送水ポンプインバータ更新工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	71,280	
家島左岸制水弁電動化工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	41,290	
判田特高変電所部品取替工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	19,506	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
大分工業用水道 老朽化対策事業	千円 815,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。 証券発行の場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置き、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費	450,869千円
2 交 際 費	110千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、35,000千円 と定める。

(添付書類)

- 1 令和7年度大分県工業用水道事業会計予算実施計画
- 2 令和7年度大分県工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 令和7年度大分県工業用水道事業給与費明細書
- 4 債務負担行為に関する調書
- 5 令和7年度大分県工業用水道事業予定貸借対照表
- 6 令和7年度大分県工業用水道事業注記
- 7 令和6年度大分県工業用水道事業予定損益計算書
- 8 令和6年度大分県工業用水道事業予定貸借対照表
- 9 令和6年度大分県工業用水道事業注記

令和7年2月25日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(別表1)

令和7年度 大分県工業用水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業収益			2,467,041	
	1 営 業 収 益		2,273,167	
		1 給 水 収 益	2,264,641	
		2 そ の 他 営 業 収 益	8,526	
	2 営 業 外 収 益		193,574	
		1 受取利息及び配当金	32,100	

		2 長期前受金戻入	136,201	
		3 雑収益	25,273	
	3 特別利益		300	
		1 固定資産売却益	100	
		2 過年度損益修正益	100	
		3 その他特別利益	100	

支 出				
款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 工業用水道事業費用			2,406,425	
	1 営業費用		2,284,395	
		1 原水及び浄水費	907,018	
		2 配水及び給水費	376,916	
		3 総 係 費	191,158	
		4 減価償却費	782,701	
		5 資産減耗費	26,602	
	2 営業外費用		66,730	
		1 支払利息及び企業債 取 扱 諸 費	2,665	

		2 消費税及び地方消費税	55,799	
		3 雑 支 出	8,266	
	3 特 別 損 失		300	
		1 固 定 資 産 売 却 損	100	
		2 過 年 度 損 益 修 正 損	100	
		3 そ の 他 特 別 損 失	100	
	4 予 備 費		55,000	
		1 予 備 費	55,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			839,526	
	1 企 業 債		815,000	
		1 企 業 債	815,000	
	2 負 担 金		24,383	
		1 大 分 市 負 担 金	24,383	
	3 投 資 償 還 金		143	
		1 投 資 有 価 証 券 償 還 金	143	

支 出				
款	項	目	予 定 額（千円）	備 考
1 資 本 的 支 出			897,706	
	1 建 設 改 良 費		826,175	
		1 施 設 改 良 費	826,175	
	2 企 業 債 償 還 金		61,531	
		1 元 金 償 還 金	61,531	
	3 予 備 費		10,000	
		1 予 備 費	10,000	

(別表2)

令和7年度 大分県工業用水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	17,765
減価償却費	782,701
退職給付引当金の増減額	37,852
賞与引当金の増減額	143
法定福利費引当金の増減額	△ 379
修繕引当金の増減額	△ 176,450
長期前受金戻入額	△ 136,201
固定資産の除却損	1,856
受取利息及び受取配当金	△ 32,100
支払利息	2,665
貯蔵品の増減額	△ 22,000
未収金の増減額	102,650
未払金の増減額	△ 521,617
小計	56,885
利息及び配当金の受取額	32,100

利 息 の 支 払 額	△ 2,665
-------------	---------

業務活動によるキャッシュ・フロー	86,320
------------------	--------

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 761,061
----------------	-----------

有形固定資産の共有設備持分額による収入	22,166
---------------------	--------

有価証券の被償還による収入	143
---------------	-----

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 738,752
------------------	-----------

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	815,000
--------------------------	---------

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 61,531
-----------------------------	----------

財務活動によるキャッシュ・フロー	753,469
------------------	---------

資金に係る換算差額

資金増加額（又は減少額）	101,037
--------------	---------

資金期首残高	2,967,026
--------	-----------

資金期末残高	3,068,063
--------	-----------

(別表3)

令和7年度 大分県工業用水道事業給与費明細書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定	合 計
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
本 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		48 (9)		191,770 (21,019)	190,714 (7,854)	382,484 (28,873)	68,385 (2,954)	450,869 (31,827)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)								
	合 計 (うち会計年度任用職員)		48 (9)		191,770 (21,019)	190,714 (7,854)	382,484 (28,873)	68,385 (2,954)	450,869 (31,827)
前 年 度	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		48 (9)		197,079 (21,019)	182,388 (7,854)	379,467 (28,873)	62,809 (2,954)	442,276 (31,827)
	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)								
	合 計 (うち会計年度任用職員)		48 (9)		197,079 (21,019)	182,388 (7,854)	379,467 (28,873)	62,809 (2,954)	442,276 (31,827)
比	損益勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)		0 (0)		△ 5,309 (0)	8,326 (0)	3,017 (0)	5,576 (0)	8,593 (0)

較	資本勘定支弁職員 (うち会計年度任用職員)														
	合 計 (うち会計年度任用職員)			0 (0)		△ 5,309 (0)	8,326 (0)	3,017 (0)	5,576 (0)	8,593 (0)					
職員手当等の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単身赴任手 当 (千円)	特殊現場作業手当 (千円)	危険作業手 当 (千円)	用地交渉手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手 当 (千円)	夜間勤務手 当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千 円)	期 末 ・ 奨 励 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本年度 (うち会計年度任用職員)	5,387	5,334	3,403	4,727 (900)	276	1,514	341	50	13,501 (199)	4,238	2,760	132	74,816 (6,755)	74,235
	前年度 (うち会計年度任用職員)	5,387	5,239	3,739	4,236 (900)	0	1,372	221	0	14,087 (199)	2,421	2,462	29	71,709 (6,755)	71,486
	比 較 (うち会計年度任用職員)	0	95	△ 336	491 (0)	276	142	120	50	△ 586 (0)	1,817	298	103	3,107 (0)	2,749
2 給料及び職員手当等の増減額の明細															
区 分		増 減 額 (千円)		増 減 事 由 別 内 訳 (千円)				説 明				備 考			
給 料		△ 5,309		昇 給 に 伴 う 増 加 分		2,106						職員の年齢構成の変動等に伴う減少分			
				そ の 他 の 増 減 分		△ 7,415									
職 員 手 当 等		8,326		制 度 改 正 に 伴 う 増 加 分		5,577						期 末 ・ 奨 励 支 給 月 数 改 定 及 び 給 与 改 定 に 伴 う 増 加 分			
				そ の 他 の 増 減 分		2,749						退 職 給 付 金 費 の 増 加 分			

(注) 「増減額」欄の金額は、6年度補正予算額との対比

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
令和7年2月1日現在	平均給料月額 (円)	342,467
	平均給与月額 (円)	407,515
	平均年齢 (歳)	41
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	325,217
	平均給与月額 (円)	405,263
	平均年齢 (歳)	42
(2) 初 任 給		
区 分	企 業 職 (円)	一 般 会 計 の 制 度
		行 政 職 (円)
高 校 卒	195,200	195,200

大 学 卒	226,400			226,400		
(3) 級 別 職 員 数						
区 分	企 業 職					
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 7 年 2 月 1 日 現 在	1 級	3	7.7	6 級	1	2.6
	2 級	6	15.4	7 級	3	7.7
	3 級	8	20.5	8 級		
	4 級	4	10.2	9 級	1	2.6
	5 級	13	33.3	計	39	100
令 和 5 年 12 月 1 日 現 在	1 級	2	5.1	6 級	2	5.1
	2 級	4	10.3	7 級	2	5.1
	3 級	10	25.6	8 級		
	4 級	7	18.0	9 級		

			5 級	12	30.8	計	39	100	
(級別の基準となる職務)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
企 業 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 幹 副 主 幹 査	課 長 補 佐 主 幹	課 長	課 長	次 長	理 事
(4) 昇 給									
区 分			企 業 職						
本 年	職 員 数 (A) (人)			39					
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			37					
			1 号 給 (人)	3					
			2 号 給 (人)						
			3 号 給 (人)						
			4 号 給 (人)	14					

度	号 給 数 別 内 訳	5 号 給 (人)	18
		6 号 給 (人)	2
		7 号 給 (人)	
		8号給以上 (人)	
	比 率 (B)／(A) (%)		94.9
前 年	職 員 数 (A) (人)		39
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		37
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	1
		4 号 給 (人)	20
		5 号 給 (人)	14
		6 号 給 (人)	1

度		7 号 給 (人)				
		8 号給以上 (人)				
	比 率 (B)／(A) (%)		94.9			
(5) 特 殊 勤 務 手 当						
区 分		企 業 職				
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)		0.6				
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和7年2月1日現在)		55.0				
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)		6,879				
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称		特殊現場作業手当、危険作業手当、用地交渉手当				
(6) 期末手当・奨励手当						
区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考	
	6 月 (月分)	12 月 (月分)				
本 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有		

前 年 度	(1. 175) 2. 250	(1. 175) 2. 250	(2. 35) 4. 50	有		
一 般 会 計 の 制 度	(1. 200) 2. 300	(1. 200) 2. 300	(2. 40) 4. 60	有		
(注) () は、再任用職員分						
(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当						
区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709		
一般会計の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709		
(8) そ の 他 の 手 当						
区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同				差 異 の 内 容	
扶 養 手 当	同 じ				――	
住 居 手 当	同 じ				――	
通 勤 手 当	同 じ				――	

(別表 4)

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債 及 び 損益勘定留保資金等
判田汚泥処理棟脱水機更新事業	千円 2,562,274	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	千円	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	千円 2,562,274	千円 2,562,274
判田浄水場特高変電所高圧盤更新工事	693,856			令和 7 年度から 令和 9 年度まで	693,856	693,856
判田揚水ポンプ場高圧盤更新工事	507,474			令和 7 年度から 令和 9 年度まで	507,474	507,474
監視制御装置機器取替工事	361,855	令和 6 年度		令和 7 年度から 令和 8 年度まで	361,855	361,855

判田汚泥処理棟受変電設備更新工事	213,010	令和6年度		令和7年度から 令和9年度まで	213,010	213,010
判田川水管橋塗装工事	120,205			令和7年度から 令和8年度まで	120,205	120,205
送水ポンプインバータ更新工事	71,280			令和7年度から 令和8年度まで	71,280	71,280
家島左岸制水弁電動化工事	41,290			令和7年度から 令和8年度まで	41,290	41,290
判田特高変電所部品取替工事	19,506			令和7年度から 令和8年度まで	19,506	19,506

(別表5)

令和7年度 大分県工業用水道事業予定貸借対照表

(令 和 8 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		906,682
ロ 建 物	2,376,384	
建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,201,149</u>	1,175,235
ハ 構 築 物	23,877,036	
構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 15,416,360</u>	8,460,676
ニ 機 械 及 び 装 置	11,855,090	
機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7,560,160</u>	4,294,930
ホ 車 両 運 搬 具	17,286	
車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,288</u>	3,998
ヘ 船 舶	110	
船 舶 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 105</u>	5

ト 工 具 、 器 具 及 び 諸 備 品	72,010		
工具、器具及び諸備品減価償却累 計額	<u>△ 48,504</u>	<u>23,506</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			14,865,032
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		61,234	
ロ 電 話 加 入 権		16	
ハ 水 利 権		<u>704</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			61,954
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券		3,422,977	
ロ そ の 他 投 資		<u>883,000</u>	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>4,305,977</u>
固 定 資 産 合 計			19,232,963
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金			3,068,063
(2) 未 収 金			261,529
(3) 有 価 証 券			1,200,144
(4) 貯 蔵 品			216,443
(5) 前 払 費 用			265
(6) 前 払 金			<u>624,481</u>
流 動 資 産 合 計			<u>5,370,925</u>
資 産 合 計			<u><u>24,603,888</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債
企業債合計

878,076

878,076

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

414,143

ロ 修繕引当金

838,000

引当金合計

1,252,143

固定負債合計

2,130,219

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債
企業債合計

36,309

36,309

(2) 未 払 金

478,399

(3) 引 当 金

イ 賞与引当金

21,477

ロ 法定福利費引当金

3,185

引当金合計

24,662

(4) そ の 他 流 動 負 債

26,180

流 動 負 債 合 計		565,550
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	9,830,259	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	<u>△ 7,440,081</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2,390,178</u>
負 債 合 計		<u><u>5,085,947</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金		15,704,896
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	22,434	
ロ 補 助 金	109,956	
ハ 工 事 負 担 金	<u>124,513</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		256,903
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 利 益 積 立 金	75,000	
ロ 水 源 開 発 積 立 金	843,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,638,142</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>3,556,142</u>
剰 余 金 合 計		<u>3,813,045</u>
資 本 合 計		<u><u>19,517,941</u></u>

負 債 資 本 合 計

24,603,888

(別表6)

令和7年度大分県工業用水道事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・ 其他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・ 主な耐用年数

建物	7～38年
構築物	10～58年
機械及び装置	6～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

工業用水道事業は、報告セグメントが単一であるため、記載を省略している。

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1 年内	2,896千円
1 年超	7,023千円
計	9,919千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として36,383千円を支給するため退職給付引当金36,383千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として21,334千円を支給するため賞与引当金21,334千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として3,564千円を支給するため法定福利費引当金3,564千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金132,056千円を使用する。

(別表7)

令和6年度 大分県工業用水道事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営 業 収 益

(1) 給 水 収 益

2,058,765

(2) そ の 他 営 業 収 益

8,708

2,067,473

2 営 業 費 用

(1) 原 水 及 び 浄 水 費

703,264

(2) 配 水 及 び 給 水 費

516,997

(3) 総 係 費

179,203

(4) 減 価 償 却 費

740,047

(5) 資 産 減 耗 費

26,680

2,166,191

営 業 損 失

98,718

3 営 業 外 収 益

(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金

32,100

(2) 長 期 前 受 金 戻 入

143,852

(3) 雑 収 益

14,865

190,817

4 営 業 外 費 用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	4,183		
(2) 雑 支 出	<u>7,914</u>	<u>12,097</u>	<u>178,720</u>
経 常 利 益			80,002

5 特 別 利 益

(1) 固 定 資 産 売 却 益	100		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	100		
(3) そ の 他 特 別 利 益	<u>100</u>	300	

6 特 別 損 失

(1) 固 定 資 産 売 却 損	100		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	100		
(3) そ の 他 特 別 損 失	<u>68,586</u>	68,786	

7 予 備 費

(1) 予 備 費	<u>55,000</u>	<u>55,000</u>	<u>△ 123,486</u>
当 年 度 純 利 益			△ 43,484
その他未処分利益剰余金変動額			<u>2,663,861</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u><u>2,620,377</u></u>

(別表 8)

令和 6 年度 大分県工業用水道事業予定貸借対照表

(令 和 7 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		906,682
ロ 建 物	2,368,219	
建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,154,949</u>	1,213,270
ハ 構 築 物	23,580,198	
構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 15,056,919</u>	8,523,279
ニ 機 械 及 び 装 置	11,449,216	
機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7,223,473</u>	4,225,743
ホ 車 両 運 搬 具	15,726	
車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 12,267</u>	3,459
ヘ 船 舶	110	
船 舶 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 105</u>	5

ト 工 具 、 器 具 及 び 諸 備 品	67,648		
工具、器具及び諸備品減価償却累 計額	<u>△ 41,405</u>	<u>26,243</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			14,898,681
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		73,006	
ロ 電 話 加 入 権		16	
ハ 水 利 権		<u>945</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			73,967
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券		3,423,120	
ロ そ の 他 投 資		<u>883,000</u>	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>4,306,120</u>
固 定 資 産 合 計			19,278,768
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金			2,967,026
(2) 未 収 金			364,179
(3) 有 価 証 券			1,200,144
(4) 貯 蔵 品			194,443
(5) 前 払 費 用			265
(6) 前 払 金			<u>624,481</u>
流 動 資 産 合 計			<u>5,350,538</u>
資 産 合 計			<u><u>24,629,306</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

99,385

99,385

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

376,291

ロ 修繕引当金

970,056

引当金合計

1,346,347

固定負債合計

1,445,732

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

61,531

61,531

(2) 未 払 金

1,000,016

(3) 引 当 金

イ 修繕引当金

44,394

ロ 賞与引当金

21,334

ハ 法定福利費引当金

3,564

引当金合計

69,292

(4) そ の 他 流 動 負 債

26,180

流 動 負 債 合 計		1,157,019
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	9,840,017	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	<u>△ 7,313,638</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2,526,379</u>
負 債 合 計		<u><u>5,129,130</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金		15,704,896
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	22,434	
ロ 補 助 金	109,956	
ハ 工 事 負 担 金	<u>124,513</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		256,903
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 利 益 積 立 金	75,000	
ロ 水 源 開 発 積 立 金	843,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,620,377</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>3,538,377</u>
剰 余 金 合 計		<u>3,795,280</u>
資 本 合 計		<u>19,500,176</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>24,629,306</u></u>

(別表9)

令和6年度大分県工業用水道事業注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法（固定資産の減損に係る部分を除く）

ア 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券取得価額をもって帳簿価額とする。（ただし、額面金額より高い価額で取得した場合は償却原価法による）

・ 其他有価証券 直近の取扱残高報告書に基づく時価法

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定額法による。

・ 主な耐用年数

建物	7～38年
構築物	10～58年
機械及び装置	6～20年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

ウ リース資産

リース資産として計上すべきリース取引はない。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末・奨励手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 法定福利費引当金

職員の期末・奨励手当の支給に係る法定福利費に対して備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

エ 修繕引当金

固定資産の修繕費用の支出に備えるため、平成25年度末において修繕準備引当金として計上していた額を計上している。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引はない。

3 予定貸借対照表等に関する注記

該当事項はない。

4 セグメント情報に関する注記

工業用水道事業は、報告セグメントが単一であるため、記載を省略している。

5 減損損失に関する注記

該当事項はない。

6 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項

・当該年度末日における未経過リース料相当額

1 年内	665千円
1 年超	1, 551千円
計	2, 216千円

7 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8 その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として56, 528千円を支給するため退職給付引当金56, 528千円を使用する。

(2) 賞与引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当として21, 748千円を支給するため賞与引当金21, 748千円を使用する。

(3) 法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、期末・奨励手当に係る法定福利費として3, 736千円を支給するため法定福利費引当金3, 736千円を使用する。

(4) 修繕引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、修繕工事に使用するため従前の例に則り修繕引当金55, 985千円を使用する。

第十四号議案

包括外部監査契約の締結について

次のように包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

二 契約の始期 令和七年四月一日

三 契約の金額 千四百十四万六千円を上限とする額

四 契約の相手方 大分市大字賀来二千八百二番地

公認会計士 栗林 栄太

理 由

地方自治法第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査契約を締結するので提出する。

第十五号議案

大分県部等設置条例の一部改正について

大分県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県部等設置条例の一部を改正する条例

大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 情報化の推進に関する事項

第六条第二項第五号を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

デジタル社会の実現に向けた政策を総合的に推進するため、情報化の推進に関する事務を総務部に移管したいので提出する。

第十六号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大分県税条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)第三十八条の十一第一項
- 二 大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号)第三十五条及び第三十六条

三 大分県屋外広告物条例(昭和三十九年大分県条例第七十一号)第三十一条の二

四 大分県迷惑行為防止条例(昭和四十年大分県条例第四十七号)第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項並びに第十三条第二項

五 青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第四十七条第一項から第三項まで

六 大分県自然環境保全条例(昭和四十七年大分県条例第三十八号)第十五条及び第十六条

七 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成四年大分県条例第四十八号)第九条

九条第一項

八 大分県生活環境の保全等に関する条例(平成十一年大分県条例第四十七号)第七十一条から第七十三条まで

九 大分県情報公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)第三十六条

十 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例(平成十八年大分県条例第四十一号)第二十九条

十一 大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)第十四条及び第十五条

十二 大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第二十八条

十三 大分県行政不服審査会条例(平成二十七年大分県条例第四十三号)第十二条

十四 大分県個人情報保護法施行条例(令和四年大分県条例第三十二号)附則第五項及び第六項

十五 大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年大分県条例第四十号)第五十四条から第五十六条まで

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「処せられ又は」を「処せられ若しくは」に、「これ」を「これら」に改める。

第二十五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「外」を「ほか、」に、「前項」を「前号」に、「但し前号」を「ただし同号」に、「ついて前号」を「ついて同号」に、「こえる」を「超える」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第三条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大分県文化財保護条例の一部改正）

第五条 大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項及び第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十二條の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第七条 大分県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第八条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年大分県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正）

第九条 大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例（平成十五年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大分県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正）

第十条 大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十条及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第十一条 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関

する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

7 この附則に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

理 由

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第十七号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「翌年度」を「翌々年度」に、「平成三十六年度」を「令和十四年度又は令和十五年度」に、「当該年度」を「令和十五年度」に改め、「までに」の下に「当該交付に係る最初の同法第五十五条第一項に規定する」を加える。

別表第三の建築士法関係事務の部中「一七、〇〇〇円」及び「二二、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表の宅地建物取引業法関係事務の部中

三三、〇〇〇円	
を	
三三、〇〇〇円	
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、二六、五〇〇円とする。	

に改め、同表の自動車保管場所関係事務の部中「。以下この部において「法」という。」を削り、同部の保管場所標章交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部改正

に伴い保管場所標章交付手数料の廃止等を行う必要があり、及び有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者を確保するため狩猟免許関係事務に係る手数料の特例に係る適用期間の延長等を行いたいので提出する。

第十八号議案

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項の事務の欄の第二号中「条件」を「必要な条件」に改め、同欄の第六号中「第三条第五項」を「第四条第七項」に、「条件」を「必要な条件」に改め、同欄の第十五号中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同号を同欄の第十六号とし、同欄の第十四号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号を同欄の第十五号とし、同欄の第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第五十一条第三項の規定に基づき、違反転用者等が期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置に係る命令に従わなかったときに、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある、及び同法に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたいので提出する。

第十九号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第七条第五項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」を削り、同条第六項中「五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する」を「次に掲げる」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職九級職員等」という。)」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職八級職員等」という。)」及び「、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十三条の四第一項本文中「一年以上」を「六箇月を超えて」に改め、「（以下」の下に「この項において」を加え、「）が当該異動等」を「以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等」に、「いう。以下「異動等の前の支給割合」を「いい、人事委員会規則で定める職員については、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」に、「から一年」を「から二年」に、「、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に第十三条の二の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動等の前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の支給割合による地域手当）」を「（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第十三条の二第三項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）」、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当」に改め、同項ただし書中「から一年」を「から二年」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第十三条の二第三項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

第十三条の四第二項中「又はその」を「若しくはその」に、「者が、」を「者から」に、「なり」を「なつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第十三条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第十三条の六第二項第一号ただし書中「）が五万五千元」を「）が八万六千元以内において人事委員会規則で定める額（以下この号及び第三号において「上限額」という。）」に、「五万五千元に」を「上限額に」に、「合計額が五万五千元」を「合計額が上限額」に改め、同項第二号中「五万五千元」を「八万六千元」に、「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第十三条の八第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の下に「に限る。）」を加え、

同項第三号中「五万五千円」を「上限額」に改め、同条第三項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「及び前項」を「及び同項」に改める。

第十三条の七の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十三条の八 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十一条の二第二項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十三条の四中「から第十三条まで、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十四条の二から第十四条の四まで」を「及び第十二条」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,200	230,900	266,300	299,900	322,500	356,500	409,800	460,000	512,100
	2	185,300	232,400	267,300	301,400	324,300	358,200	411,700	465,500	519,000
	3	186,500	233,900	268,300	302,900	326,100	359,800	413,600	470,600	524,300
	4	187,600	235,400	269,300	304,300	327,800	361,400	415,400	475,300	528,600
	5	188,700	236,900	270,300	305,700	329,500	363,100	417,300	479,300	532,100
	6	190,400	238,400	271,300	306,800	331,200	364,900	419,100	482,800	535,400
	7	192,000	239,900	272,300	307,800	332,900	366,400	420,900	485,800	538,400
	8	193,600	241,400	273,300	309,100	334,600	368,000	422,700	488,300	540,900
	9	195,200	242,900	274,300	310,300	336,300	369,400	424,300	490,300	542,900
	10	196,900	244,300	275,300	311,900	338,000	371,000	425,800		
	11	198,500	245,700	276,300	313,500	339,700	372,600	427,300		
	12	200,100	247,100	277,400	315,100	341,300	374,100	428,800		
	13	201,800	248,300	278,400	316,600	342,800	376,000	430,300		
	14	203,500	249,500	279,700	318,200	344,400	377,900	431,600		
	15	205,200	250,700	281,000	319,800	346,000	379,800	432,900		
	16	206,900	251,900	282,300	321,400	347,500	381,600	434,100		
	17	208,200	253,000	283,600	322,900	348,900	383,100	435,300		
	18	209,800	254,100	284,900	324,600	350,600	384,900	436,600		
	19	211,400	255,300	286,100	326,200	352,200	386,600	437,900		
	20	212,900	256,400	287,300	327,800	353,800	388,200	439,100		
	21	214,400	257,400	288,400	329,200	355,000	390,000	440,300		
	22	216,000	258,400	289,600	330,900	356,500	391,400	441,100		
	23	217,600	259,400	290,900	332,600	358,000	392,800	441,900		
	24	219,200	260,400	292,200	334,200	359,500	394,200	442,700		

		25	220, 800	261, 400	293, 500	335, 400	361, 200	395, 600	443, 400			
		26	222, 500	262, 300	294, 500	337, 400	363, 100	396, 800	444, 000			
		27	223, 800	263, 200	295, 500	339, 100	364, 800	398, 000	444, 600			
		28	225, 100	264, 100	296, 600	340, 700	366, 500	399, 000	445, 200			
		29	226, 400	264, 900	297, 700	342, 200	367, 900	400, 100	445, 900			
		30	227, 500	265, 700	298, 900	343, 800	369, 200	401, 300	446, 700			
		31	228, 700	266, 500	300, 000	345, 400	370, 400	402, 400	447, 100			
		32	229, 800	267, 300	301, 200	347, 000	371, 800	403, 500	447, 800			
		33	230, 900	268, 000	302, 400	348, 700	372, 900	404, 200	448, 300			
		34	232, 000	268, 800	303, 700	350, 500	373, 800	404, 900	448, 700			
		35	233, 100	269, 600	305, 000	352, 300	374, 800	405, 600	449, 100			
		36	234, 200	270, 300	306, 300	354, 100	375, 900	406, 300	449, 500			
		37	235, 300	271, 000	307, 600	355, 600	376, 700	406, 900	449, 900			
		38	236, 300	271, 800	309, 000	357, 000	377, 600	407, 500	450, 300			
		39	237, 300	272, 600	310, 300	358, 400	378, 500	408, 000	450, 700			
		40	238, 200	273, 300	311, 600	359, 800	379, 300	408, 400	451, 000			
		41	239, 100	274, 000	312, 900	361, 300	380, 100	408, 800	451, 300			
		42	240, 000	274, 800	314, 200	362, 100	380, 900	409, 000	451, 700			
		43	240, 800	275, 600	315, 500	363, 200	381, 700	409, 300	452, 000			
		44	241, 600	276, 300	316, 600	364, 200	382, 400	409, 600	452, 300			
		45	242, 300	277, 000	317, 500	365, 100	383, 100	409, 900	452, 600			
		46	242, 900	277, 700	318, 800	366, 200	383, 800	410, 200				
		47	243, 500	278, 400	320, 100	367, 100	384, 500	410, 500				
		48	244, 100	279, 100	321, 400	368, 100	385, 200	410, 800				
		49	244, 700	279, 800	322, 600	369, 000	385, 700	411, 000				
		50	245, 300	280, 500	323, 900	369, 700	386, 300	411, 300				
		51	245, 900	281, 200	325, 100	370, 400	386, 900	411, 600				
		52	246, 400	282, 000	326, 300	371, 000	387, 600	411, 900				
		53	246, 900	282, 600	327, 600	371, 400	388, 000	412, 100				
		54	247, 300	283, 300	328, 700	372, 000	388, 600	412, 400				
		55	247, 600	283, 900	329, 800	372, 700	389, 300	412, 700				
		56	247, 900	284, 600	330, 900	373, 400	389, 800	413, 000				

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	248,200	285,200	331,600	373,700	390,200	413,200				
	58	248,500	285,900	332,500	374,400	390,800	413,500				
	59	248,800	286,500	333,200	375,100	391,400	413,800				
	60	249,100	287,200	334,000	375,700	391,900	414,000				
	61	249,400	287,800	334,800	376,000	392,300	414,200				
	62	249,700	288,500	335,200	376,500	392,800	414,500				
	63	250,000	289,100	335,900	377,100	393,300	414,800				
	64	250,300	289,600	336,600	377,700	393,900	415,000				
	65	250,600	290,100	337,400	378,000	394,200	415,200				
	66	250,900	290,700	338,100	378,600	394,600	415,500				
	67	251,200	291,200	338,800	379,300	395,000	415,800				
	68	251,500	291,800	339,400	379,900	395,400	416,100				
	69	251,800	292,300	339,900	380,300	395,700	416,300				
	70	252,100	292,800	340,500	380,800	396,000	416,600				
	71	252,400	293,400	341,000	381,400	396,300	416,900				
	72	252,700	294,000	341,600	381,900	396,500	417,100				
	73	253,000	294,500	341,900	382,400	396,700	417,300				
	74	253,300	295,000	342,400	383,000	397,000					
	75	253,600	295,400	342,800	383,500	397,300					
	76	253,900	295,700	343,200	383,800	397,500					
	77	254,200	295,900	343,600	384,200	397,700					
	78	254,500	296,200	344,100	384,700	398,000					
	79	254,800	296,400	344,600	385,100	398,300					
	80	255,200	296,700	345,100	385,500	398,500					
	81	255,500	296,900	345,400	385,900	398,700					
	82	255,800	297,100	345,800	386,400	399,000					
	83	256,100	297,400	346,200	386,800	399,300					
	84	256,400	297,600	346,600	387,200	399,500					
	85	256,700	297,900	346,900	387,500	399,700					
	86	257,000	298,200	347,300	388,000	400,000					
	87	257,300	298,500	347,700	388,400	400,300					
	88	257,600	298,800	348,100	388,800	400,500					

		89	257, 900	299, 100	348, 300	389, 100	400, 700					
		90	258, 200	299, 400	348, 700	389, 700						
		91	258, 500	299, 700	349, 100	390, 100						
		92	258, 800	300, 100	349, 500	390, 500						
		93	259, 100	300, 300	349, 700	390, 800						
		94		300, 500	350, 100							
		95		300, 800	350, 500							
		96		301, 200	350, 800							
		97		301, 400	351, 100							
		98		301, 700	351, 500							
		99		302, 100	351, 900							
		100		302, 500	352, 300							
		101		302, 700	352, 800							
		102		303, 000	353, 200							
		103		303, 300	353, 600							
		104		303, 600	354, 000							
		105		303, 800	354, 500							
		106		304, 100	354, 900							
		107		304, 400	355, 200							
		108		304, 700	355, 500							
		109		304, 900	356, 000							
		110		305, 300								
		111		305, 700								
		112		306, 000								
		113		306, 200								
		114		306, 400								
		115		306, 700								
		116		307, 100								
		117		307, 300								
		118		307, 500								
		119		307, 800								
		120		308, 100								

	121		308,500								
	122		308,800								
	123		309,100								
	124		309,400								
	125		309,700								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100	397,700	449,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	184,600	234,800	327,300	377,400	448,200		25	227,000	288,300	362,700	411,900	
	2	185,700	239,100	329,300	378,800	458,100		26	229,200	290,200	363,700	413,200	
	3	186,900	241,800	331,300	380,200	467,500		27	231,100	292,100	364,700	414,700	
	4	188,000	244,500	333,300	381,600	477,500		28	233,000	294,000	365,700	416,300	
	5	189,100	247,100	335,100	383,000	487,100		29	234,900	295,900	366,600	417,500	
	6	191,200	248,700	337,200	384,400	497,000		30	236,000	297,400	367,500	418,700	
	7	193,300	250,200	339,100	385,800	505,900		31	237,100	298,900	368,300	420,300	
	8	195,400	251,700	341,000	387,200	513,800		32	238,200	300,400	369,100	421,800	
	9	197,500	253,200	342,800	388,600	521,600		33	239,600	301,900	369,800	423,100	
	10	199,500	255,400	344,400	390,200	528,800		34	241,100	303,400	370,600	424,500	
	11	201,600	257,500	346,000	391,600	534,100		35	242,600	304,900	371,400	425,900	
	12	203,600	259,500	347,600	393,000	538,600		36	244,100	306,300	372,200	427,300	
	13	205,600	261,500	349,200	394,400	541,600		37	245,600	307,700	373,000	428,700	
	14	207,500	263,800	350,200	395,900	543,600		38	247,200	308,700	373,800	430,100	
	15	209,400	266,100	351,200	397,400			39	248,800	309,600	374,600	431,500	
	16	211,200	268,300	352,200	398,900			40	250,400	310,500	375,400	432,900	
	17	212,900	270,500	353,300	400,400			41	252,000	311,300	376,200	434,000	
	18	214,700	272,900	354,600	402,000			42	253,500	311,800	377,500	435,300	
	19	216,500	275,300	355,800	403,600			43	255,100	312,300	378,800	436,700	
	20	218,300	277,700	357,000	405,300			44	256,600	312,800	380,000	438,000	
	21	220,100	280,000	358,200	406,500			45	258,100	313,300	380,700	438,800	
	22	221,900	282,200	359,300	407,900			46	259,400	313,800	381,700	439,600	
	23	223,600	284,300	360,400	409,300			47	260,600	314,300	382,500	440,500	
	24	225,300	286,300	361,500	410,600			48	261,800	314,800	383,200	441,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	263,000	315,200	383,900	442,200		77	284,300	330,100	402,200			
	50	264,100	315,700	384,600	443,100		78	285,000	330,800	402,700			
	51	265,200	316,200	385,300	443,700		79	285,700	331,500	403,200			
	52	266,300	316,700	386,000	444,500		80	286,300	332,200	403,900			
	53	267,400	317,100	386,600	444,900		81	286,900	332,900	404,300			
	54	268,500	317,600	387,300	445,500		82	287,600	333,700	404,800			
	55	269,500	318,000	388,100	446,000		83	288,300	334,400	405,300			
	56	270,500	318,400	388,900	446,500		84	288,900	335,000	406,000			
	57	271,500	318,800	389,600	447,000		85	289,500	335,600	406,400			
	58	272,200	319,200	390,400			86	290,200	336,100				
	59	272,800	319,600	391,100			87	290,900	336,500				
	60	273,400	320,000	391,800			88	291,500	336,900				
	61	274,000	320,400	392,400			89	292,100	337,200				
	62	274,600	321,000	393,100			90	292,800	337,700				
	63	275,200	321,600	393,800			91	293,500	338,100				
	64	275,800	322,200	394,500			92	294,100	338,500				
	65	276,400	322,700	395,200			93	294,700	338,800				
	66	277,000	323,300	395,800			94	295,400	339,200				
	67	277,600	323,900	396,400			95	296,000	339,600				
	68	278,200	324,500	397,100			96	296,600	340,000				
	69	278,800	325,000	397,800			97	296,900	340,500				
	70	279,500	325,600	398,300			98	297,500	341,000				
	71	280,200	326,200	398,900			99	298,100	341,500				
	72	280,900	326,800	399,500			100	298,600	342,000				
	73	281,500	327,300	400,000			101	299,100	342,500				
	74	282,300	328,000	400,600			102	299,500	343,000				
	75	283,000	328,700	401,200			103	299,900	343,500				
	76	283,700	329,400	401,700			104	300,300	344,000				

[illegible]

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

医 療 職 給 料 表
イ 医 療 職 給 料 表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	292,500	401,800	456,800	551,900		25	367,600	444,000	500,300	
	2	294,800	404,500	458,800	558,000		26	369,900	445,400	502,100	
	3	297,100	407,100	460,700	563,300		27	372,200	446,800	503,900	
	4	299,300	409,600	462,600	568,200		28	374,400	448,200	505,500	
	5	301,400	412,000	464,000	572,600		29	376,300	449,600	506,900	
	6	304,900	414,200	465,800	576,900		30	378,000	451,000	508,600	
	7	308,400	416,400	467,600	580,600		31	379,700	452,400	510,400	
	8	311,900	418,500	469,400	583,600		32	381,500	453,800	512,100	
	9	315,300	420,600	471,300	586,100		33	383,300	455,200	513,600	
	10	318,800	422,100	473,100	588,400		34	385,100	456,600	514,900	
	11	322,200	423,600	474,900			35	386,700	458,000	516,200	
	12	325,600	425,100	476,700			36	388,100	459,400	517,500	
	13	329,000	426,500	478,500			37	389,600	460,800	518,500	
	14	332,500	428,000	480,300			38	391,100	462,500	519,800	
	15	336,000	429,500	482,100			39	392,600	464,100	521,100	
	16	339,400	430,900	483,900			40	394,100	465,700	522,400	
	17	342,800	432,300	485,700			41	395,600	467,300	523,500	
	18	345,900	433,800	487,600			42	396,300	468,500	524,300	
	19	349,000	435,300	489,500			43	396,900	469,800	525,100	
	20	352,100	436,700	491,400			44	397,600	470,900	525,900	
	21	355,300	438,100	493,300			45	398,500	471,900	526,800	
	22	358,400	439,600	495,000			46	399,100	472,900	527,600	
	23	361,500	441,100	496,900			47	399,700	473,800	528,400	
	24	364,600	442,500	498,700			48	400,300	474,600	529,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	400,900	475,300	529,900			73		489,100	550,500		
	50	401,400	476,000	530,700			74		489,600			
	51	401,900	476,700	531,400			75		490,000			
	52	402,400	477,300	532,300			76		490,500			
	53	402,900	478,000	533,200			77		491,000			
	54	403,300	478,700	534,000			78		491,600			
	55	403,700	479,300	534,900			79		492,200			
	56	404,100	479,900	535,800			80		492,600			
	57	404,500	480,200	536,600			81		493,100			
	58	404,900	480,800	537,500			82		493,700			
	59	405,300	481,500	538,400			83		494,300			
	60	405,700	482,200	539,100			84		494,800			
	61	406,100	482,600	539,900			85		495,300			
	62	406,500	483,200	540,800								
	63	406,900	483,900	541,700								
	64	407,300	484,600	542,600								
	65	407,600	485,000	543,400								
	66		485,600	544,300								
	67		486,200	545,200								
	68		486,700	546,100								
	69		487,200	546,900								
	70		487,700	547,800								
	71		488,200	548,700								
	72		488,700	549,600								
						定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
								円	円	円	円	
								302,800	345,700	401,000	475,100	

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,300	228,300	264,000	282,900	316,200	362,000	416,600
	2	191,400	229,600	264,800	283,700	317,600	363,800	418,500
	3	193,500	230,900	265,600	284,500	319,000	365,400	420,400
	4	195,600	232,200	266,400	285,200	320,400	367,000	422,200
	5	197,600	233,400	267,200	285,900	321,800	368,600	424,000
	6	199,600	234,500	268,000	286,600	323,400	370,200	425,600
	7	201,700	235,500	268,800	287,300	324,900	371,800	427,200
	8	203,500	236,500	269,600	288,100	326,400	373,400	428,700
	9	205,300	237,600	270,400	288,900	327,900	375,000	430,200
	10	207,200	238,800	271,200	289,700	329,500	377,000	431,500
	11	209,100	240,100	272,000	290,500	331,000	379,000	432,800
	12	211,200	241,400	272,800	291,200	332,500	381,000	434,100
	13	212,900	242,700	273,600	291,900	334,000	382,400	435,400
	14	214,900	244,000	274,400	293,000	335,700	384,100	436,600
	15	217,100	245,300	275,200	294,100	337,200	385,800	437,800
	16	219,200	246,500	276,000	295,300	338,700	387,500	438,900
	17	221,300	247,700	276,800	296,500	340,200	389,300	440,100
	18	222,400	248,900	277,600	297,700	341,800	390,800	441,200
	19	223,500	250,100	278,400	298,900	343,400	392,300	442,400
	20	224,600	251,300	279,200	300,100	344,900	393,800	443,700
	21	225,700	252,400	280,000	301,300	346,200	395,100	444,800
	22	226,600	253,300	280,900	302,500	347,700	396,400	445,600
	23	227,500	254,100	281,900	303,700	349,200	397,700	446,000
	24	228,500	254,900	282,700	304,900	350,700	398,800	446,700

		25	229, 400	255, 800	283, 500	306, 100	352, 200	399, 900	447, 200	
		26	230, 300	256, 600	284, 400	307, 300	353, 700	401, 000	447, 600	
		27	231, 200	257, 400	285, 300	308, 400	355, 200	402, 100	448, 000	
		28	232, 100	258, 200	286, 100	309, 700	356, 600	403, 200	448, 400	
		29	233, 000	259, 000	286, 900	311, 000	358, 000	404, 000	448, 800	
		30	233, 900	259, 800	288, 000	312, 200	359, 600	404, 800	449, 200	
		31	234, 800	260, 600	289, 000	313, 400	361, 100	405, 600	449, 600	
		32	235, 700	261, 400	290, 000	314, 600	362, 700	406, 400	449, 900	
		33	236, 500	262, 200	291, 000	315, 800	363, 900	406, 800	450, 200	
		34	237, 300	263, 000	292, 100	316, 900	365, 000	407, 400	450, 600	
		35	238, 100	263, 700	293, 100	318, 100	366, 200	407, 900	450, 900	
		36	238, 900	264, 500	294, 100	319, 300	367, 300	408, 300	451, 200	
		37	239, 700	265, 400	295, 100	320, 500	368, 300	408, 700	451, 500	
		38	240, 500	266, 200	296, 100	321, 800	369, 100	408, 900		
		39	241, 300	267, 000	297, 100	323, 100	370, 100	409, 200		
		40	242, 100	267, 800	298, 100	324, 300	371, 200	409, 500		
		41	242, 700	268, 600	299, 100	325, 200	372, 200	409, 800		
		42	243, 300	269, 400	300, 300	326, 400	373, 200	410, 100		
		43	243, 900	270, 200	301, 400	327, 600	374, 200	410, 400		
		44	244, 400	271, 000	302, 500	328, 800	375, 100	410, 700		
		45	244, 900	271, 700	303, 600	329, 900	375, 900	410, 900		
		46	245, 500	272, 500	304, 700	330, 900	376, 700	411, 200		
		47	246, 000	273, 300	305, 800	331, 900	377, 600	411, 500		
		48	246, 400	274, 100	306, 900	332, 800	378, 400	411, 800		
		49	246, 800	274, 800	308, 000	333, 700	378, 900	412, 000		
		50	247, 300	275, 600	309, 200	334, 700	379, 700	412, 300		
		51	247, 800	276, 300	310, 300	335, 800	380, 500	412, 600		
		52	248, 300	277, 000	311, 400	336, 700	381, 300	412, 900		
		53	248, 600	277, 700	312, 400	337, 200	381, 700	413, 100		
		54	248, 900	278, 400	313, 400	338, 100	382, 400	413, 400		
		55	249, 200	279, 100	314, 400	338, 800	383, 100	413, 700		
		56	249, 500	279, 800	315, 400	339, 700	383, 700	414, 000		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	249,800	280,500	316,400	340,400	384,100	414,200		
	58	250,100	281,200	317,400	340,700	384,600	414,500		
	59	250,400	282,000	318,400	341,200	385,200	414,800		
	60	250,700	282,600	319,300	341,800	385,800	415,100		
	61	251,000	283,200	320,200	342,400	386,200	415,300		
	62	251,300	283,900	321,000	343,100	386,700			
	63	251,600	284,600	321,700	343,800	387,200			
	64	251,900	285,200	322,400	344,400	387,700			
	65	252,200	285,800	323,000	345,100	388,300			
	66	252,500	286,500	323,700	345,600	388,800			
	67	252,800	287,200	324,300	346,200	389,500			
	68	253,100	287,800	324,900	346,800	390,100			
	69	253,400	288,400	325,500	347,100	390,600			
	70	253,700	289,100	325,700	347,700	391,100			
	71	254,000	289,800	326,200	348,200	391,600			
	72	254,200	290,400	326,700	348,700	392,100			
	73	254,400	291,000	327,300	349,200	392,400			
	74	254,700	291,500	327,800	349,700	392,900			
	75	255,100	291,900	328,300	350,200	393,300			
	76	255,300	292,300	328,700	350,600	393,700			
	77	255,500	292,700	329,300	350,900	394,100			
	78	255,800	293,000	329,800	351,200	394,600			
	79	256,100	293,300	330,200	351,400	395,000			
	80	256,300	293,600	330,700	351,700	395,400			
	81	256,500	293,900	331,200	352,200	395,800			
	82	256,800	294,200	331,600	352,500	396,300			
	83	257,100	294,500	331,800	352,800	396,700			
	84	257,300	294,800	332,100	353,100	397,100			
	85	257,500	295,000	332,500	353,500	397,500			
	86		295,200	332,900	353,800	398,000			
	87		295,400	333,200	354,100	398,400			
	88		295,600	333,500	354,400	398,800			

	89		296,000	333,800	354,800	399,200		
	90		296,200	334,000	355,100			
	91		296,400	334,400	355,400			
	92		296,600	334,700	355,700			
	93		297,000	334,900	356,000			
	94		297,200	335,200	356,400			
	95		297,400	335,600	356,800			
	96		297,700	335,900	357,200			
	97		298,000	336,100	357,700			
	98		298,200	336,400	358,100			
	99		298,400	336,700	358,500			
	100		298,700	336,900	358,900			
	101		299,000	337,100	359,400			
	102		299,200	337,300				
	103		299,400	337,700				
	104		299,700	337,900				
	105		300,000	338,100				
	106			338,500				
	107			338,900				
	108			339,300				
	109			339,500				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,700	220,400	249,000	262,700	288,400	329,600	372,400

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	208,100	219,600	277,000	320,400	367,000	410,000		25	251,500	277,200	309,600	350,400	403,900	441,400
	2	209,800	222,800	278,800	321,500	368,700	412,100		26	252,600	277,800	310,300	351,200	405,200	442,300
	3	211,500	226,000	280,500	322,600	370,400	414,200		27	253,700	278,300	311,000	352,000	406,400	443,300
	4	213,100	229,300	282,300	323,600	372,100	416,400		28	254,700	278,800	311,700	352,800	407,600	444,100
	5	214,600	232,500	284,000	324,600	373,600	418,400		29	255,800	279,300	312,400	353,500	408,800	444,500
	6	217,300	235,600	285,500	326,000	375,300	419,800		30	256,700	279,700	313,000	354,300	409,900	445,100
	7	220,000	238,700	286,900	327,600	377,000	421,200		31	257,600	280,100	313,600	355,100	410,900	445,700
	8	222,600	241,700	288,400	329,200	378,600	422,600		32	258,400	280,500	314,200	355,800	411,900	446,300
	9	225,200	244,700	289,900	331,100	380,200	424,000		33	259,200	280,900	314,800	356,500	412,400	446,800
	10	227,400	247,600	291,400	332,700	381,700	425,300		34	260,000	281,300	315,400	357,200	413,300	447,100
	11	229,600	250,400	292,800	334,300	383,200	426,600		35	260,800	281,700	316,000	357,900	414,200	447,600
	12	231,700	253,200	294,200	336,000	384,700	427,800		36	261,500	282,100	316,500	358,600	415,100	448,000
	13	233,800	256,100	295,600	337,700	386,200	429,000		37	262,200	282,400	317,000	359,300	416,100	448,300
	14	235,600	259,000	297,000	339,300	387,600	430,200		38	262,900	282,700	317,500	360,000	417,000	448,900
	15	237,400	261,800	298,400	340,900	388,900	431,400		39	263,600	283,000	318,000	360,600	417,900	449,500
	16	239,000	264,400	299,800	342,500	390,300	432,500		40	264,200	283,300	318,400	361,300	418,800	450,100
	17	240,500	267,000	301,200	344,000	391,800	433,500		41	264,800	283,600	318,800	362,100	419,600	450,700
	18	242,100	268,400	302,600	344,800	393,400	434,600		42	265,400	283,900	319,200	363,000	420,500	451,400
	19	243,700	269,800	303,900	345,600	395,000	435,700		43	266,000	284,200	319,600	363,700	421,400	452,000
	20	245,200	271,200	305,200	346,400	396,600	436,800		44	266,600	284,500	320,000	364,400	422,100	452,600
	21	246,700	272,600	306,500	347,200	398,200	437,800		45	267,200	284,800	320,400	365,100	422,300	452,900
	22	248,000	273,800	307,300	348,000	399,700	438,700		46	267,800	285,100	320,800	365,900	422,700	453,600
	23	249,200	275,000	308,100	348,800	401,100	439,600		47	268,400	285,400	321,200	366,700	423,100	454,300
	24	250,400	276,100	308,900	349,600	402,500	440,500		48	269,000	285,700	321,600	367,500	423,400	455,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	269,600	286,000	322,000	368,300	423,700	455,400		81				383,100	440,000		
	50	270,200	286,300	322,400	369,300	423,900	455,700		82				383,600			
	51	270,800	286,600	322,800	370,200	424,300	456,000		83				384,000			
	52	271,400	286,800	323,100	370,900	424,700	456,200		84				384,400			
	53	271,900	287,000	323,400	371,500	425,000	456,400		85				384,900			
	54	272,400	287,300	323,700	372,400	425,500	456,600		86				385,400			
	55	272,900	287,600	324,000	373,300	426,100	456,900		87				385,900			
	56	273,400	287,800	324,300	374,100	426,600	457,200		88				386,400			
	57	273,900	288,000	324,600	374,600	427,200	457,400		89				386,700			
	58	274,400	288,300	324,900	375,000	427,800	457,700		90				387,100			
	59	274,900	288,600	325,200	375,300	428,300	458,000		91				387,400			
	60	275,300	288,800	325,400	375,600	428,800	458,200		92				387,800			
	61	275,700	289,000	325,600	375,900	429,400	458,400		93				388,300			
	62	276,000	289,300	325,900	376,300	429,900			94				388,600			
	63	276,300	289,600	326,200	376,600	430,500			95				389,100			
	64	276,500	289,800	326,400	376,900	431,100			96				389,600			
	65	276,700	290,000	326,600	377,100	431,600			97				390,200			
	66	277,000	290,200	326,900	377,400	432,200			98				390,500			
	67	277,300	290,400	327,200	377,700	432,700			99				391,000			
	68	277,500	290,700	327,400	378,000	433,300			100				391,400			
69	277,700	291,000	327,600	378,300	433,800		101		392,000							
70	278,000			378,500	434,300											
71	278,200			378,900	434,900											
72	278,400			379,200	435,500											
73	278,700			379,500	435,800											
74				380,000	436,400											
75				380,500	437,000											
76				380,900	437,500											
77				381,300	437,900											
78				381,700	438,400											
79				382,200	439,100											
80				382,700	439,800											
								定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
									円	円	円	円	円	円	円	
									220,200	225,900	256,100	286,000	327,400	356,400		

別表第五（第六条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	212,400	233,500	256,500	296,500	333,100	354,600	385,500	421,900	467,700
	2	214,800	235,700	258,500	297,500	334,600	356,300	387,200	423,500	474,000
	3	217,200	237,900	260,700	298,500	336,200	358,000	388,900	425,100	479,000
	4	219,600	240,100	262,900	299,400	337,700	359,600	390,700	426,600	483,300
	5	222,000	242,300	265,000	300,000	339,200	361,200	392,200	428,100	487,300
	6	224,400	244,300	266,300	300,700	340,600	363,000	393,800	429,700	490,800
	7	226,800	246,300	267,600	301,400	341,900	364,600	395,400	431,100	493,800
	8	229,100	248,100	268,900	302,100	343,200	366,200	397,000	432,500	496,300
	9	231,300	249,900	270,200	302,800	344,500	367,800	398,600	433,600	498,600
	10	233,400	251,600	271,500	303,500	346,100	369,400	400,200	435,000	
	11	235,500	253,300	272,800	304,200	347,700	371,000	401,800	436,500	
	12	237,500	254,700	274,100	304,800	349,300	372,600	403,400	438,000	
	13	239,500	256,200	275,400	305,500	350,800	374,200	404,900	439,300	444,300
	14	241,500	258,000	276,600	306,300	352,400	375,800	406,900	441,000	
	15	243,500	259,400	277,700	307,000	354,000	377,400	408,900	442,600	
	16	245,100	260,900	279,200	307,800	355,500	379,000	410,900	444,300	
	17	246,700	262,400	280,500	308,500	357,000	380,600	412,400	445,700	447,400
	18	248,200	263,600	281,900	309,400	358,600	382,200	414,100	447,400	
	19	249,700	264,800	283,200	310,400	360,200	383,800	415,700	449,100	
	20	251,200	265,900	284,400	311,300	361,700	385,400	417,500	450,700	
	21	252,700	267,200	285,600	312,200	363,300	387,000	419,100	452,100	452,800
	22	254,300	268,400	286,200	313,500	364,900	388,600	420,600	452,800	
	23	255,900	269,700	286,800	314,800	366,500	390,400	422,100	453,500	
	24	257,400	271,000	287,400	316,100	368,100	392,100	423,500	454,200	

		25	258,900	272,400	287,900	317,400	369,500	393,800	424,700	454,600		
		26	260,100	273,800	288,500	318,900	371,200	395,800	426,200	455,100		
		27	261,300	275,100	289,100	320,200	372,900	397,700	427,700	455,700		
		28	262,500	276,400	289,600	321,300	374,500	399,600	429,100	456,300		
		29	263,700	277,400	290,100	322,300	376,100	401,300	430,600	456,900		
		30	265,000	278,700	290,700	323,500	377,700	402,700	431,900	457,600		
		31	266,300	280,000	291,200	324,700	379,300	403,900	433,100	458,100		
		32	267,600	281,200	291,700	325,800	381,000	405,200	434,300	458,600		
		33	268,900	282,500	292,200	326,900	382,700	406,200	435,300	459,100		
		34	270,400	283,100	292,800	328,100	384,700	407,300	436,000	459,400		
		35	271,700	283,700	293,300	329,300	386,700	408,300	436,800	459,700		
		36	273,100	284,300	293,800	330,400	388,700	409,300	437,500	460,100		
		37	274,100	284,800	294,300	331,500	390,500	410,400	438,000	460,500		
		38	275,400	285,400	294,900	332,700	392,200	411,600	438,400	460,700		
		39	276,700	286,000	295,500	333,900	393,700	412,700	438,800	461,000		
		40	277,900	286,600	296,100	335,100	395,200	413,800	439,100	461,200		
		41	279,100	287,100	296,800	336,400	396,400	415,000	439,400	461,600		
		42	279,700	287,700	297,500	337,600	397,400	415,800	439,700	461,800		
		43	280,300	288,300	298,200	338,800	398,400	416,700	440,000	462,000		
		44	280,900	288,800	298,900	340,000	399,400	417,300	440,300	462,200		
		45	281,300	289,300	299,500	341,200	400,500	417,800	440,500	462,600		
		46	282,000	289,800	300,400	342,500	401,600	418,500	440,800	462,800		
		47	282,500	290,300	301,200	343,700	402,700	419,200	441,100	463,000		
		48	283,000	290,800	302,000	344,900	403,800	419,800	441,400	463,200		
		49	283,500	291,400	302,800	346,100	405,100	420,500	441,700	463,600		
		50	284,100	291,900	303,900	347,500	405,900	420,900	442,000			
		51	284,600	292,500	305,000	348,800	406,700	421,500	442,300			
		52	285,100	293,100	306,000	350,100	407,300	422,100	442,600			
		53	285,600	293,700	307,000	351,000	407,800	422,500	442,900			
		54	286,200	294,400	308,100	352,300	408,500	422,900	443,200			
		55	286,700	295,100	309,200	353,500	409,200	423,400	443,500			
		56	287,200	295,800	310,300	354,700	409,900	423,900	443,800			

		57	287,700	296,400	311,300	355,900	410,200	424,400	444,000			
		58	288,200	297,300	312,400	357,300	410,900	425,000	444,300			
		59	288,700	298,100	313,500	358,700	411,600	425,400	444,600			
		60	289,200	298,900	314,600	360,100	412,100	425,800	444,800			
		61	289,700	299,700	315,600	361,400	412,500	426,200	445,000			
		62	290,200	300,600	316,700	363,000	412,900	426,500	445,300			
		63	290,700	301,500	317,800	364,500	413,400	426,800	445,600			
		64	291,200	302,400	318,900	365,900	413,900	427,100	445,900			
		65	291,700	303,200	319,900	367,100	414,400	427,400	446,100			
		66	292,200	304,100	321,000	368,500	414,800	427,700	446,400			
		67	292,700	304,900	322,100	369,800	415,300	428,000	446,700			
		68	293,200	305,700	323,200	371,200	415,800	428,200	447,000			
		69	293,700	306,600	324,200	372,300	416,400	428,400	447,200			
		70	294,200	307,500	325,400	373,500	416,900	428,700	447,500			
		71	294,700	308,400	326,600	374,700	417,500	429,000	447,800			
		72	295,200	309,400	327,800	375,900	418,000	429,200	448,100			
		73	295,700	310,200	328,500	377,200	418,400	429,400	448,300			
		74	296,300	311,100	329,800	378,400	419,000	429,700				
		75	296,900	312,000	331,100	379,600	419,500	430,000				
		76	297,400	312,800	332,400	380,700	419,700	430,200				
		77	297,900	313,500	333,700	381,800	420,000	430,400				
		78	298,500	314,400	335,100	383,000	420,500	430,700				
		79	299,100	315,300	336,600	384,100	420,800	431,000				
		80	299,700	316,300	338,000	385,300	421,100	431,200				
		81	300,300	317,200	339,300	386,400	421,400	431,400				
		82	301,000	318,300	340,900	387,000	421,800	431,700				
		83	301,700	319,300	342,400	387,500	422,200	432,000				
		84	302,300	320,300	343,900	388,000	422,600	432,200				
		85	302,900	321,200	345,300	388,600	422,900	432,400				
		86	303,600	322,200	346,800	389,300	423,300					
		87	304,300	323,200	348,300	389,900	423,700					
		88	305,000	324,200	349,700	390,500	424,100					

		89	305,700	325,200	351,000	390,800	424,400					
		90	306,500	326,500	352,200	391,300						
		91	307,300	327,700	353,400	391,800						
		92	308,000	328,900	354,700	392,300						
		93	308,500	330,100	356,000	392,700						
		94	309,500	331,400	357,500	393,100						
		95	310,400	332,600	359,000	393,600						
		96	311,200	333,800	360,400	394,100						
		97	312,000	335,000	361,700	394,500						
		98	313,000	336,400	363,000	395,000						
		99	313,900	337,600	364,100	395,500						
		100	314,800	338,800	365,300	396,000						
		101	315,700	340,200	366,400	396,300						
		102	316,700	341,100	367,500	396,700						
		103	317,700	342,100	368,600	397,200						
		104	318,600	343,200	369,700	397,500						
		105	319,400	344,300	370,900	397,800						
		106	320,000	345,400	371,400	398,300						
		107	320,600	346,400	372,000	398,800						
		108	321,200	347,400	372,600	399,300						
		109	321,700	348,600	373,200	399,600						
		110	322,200	349,600	373,700	400,100						
		111	322,600	350,600	374,100	400,600						
		112	323,100	351,500	374,600	401,100						
		113	323,900	352,400	375,000	401,400						
		114	324,600	353,300	375,400	401,900						
		115	325,300	354,300	375,900	402,400						
		116	325,900	355,300	376,400	402,900						
		117	326,500	356,300	376,800	403,300						
		118	327,200	356,700	377,300	403,800						
		119	327,900	357,300	377,900	404,200						
		120	328,700	357,900	378,400	404,700						

		121	329,300	358,200	378,600	405,100					
		122	329,600	358,600	379,100	405,600					
		123	330,100	359,000	379,600	406,000					
		124	330,600	359,400	380,000	406,500					
		125	330,900	359,800	380,500	406,900					
		126		360,200	381,000						
		127		360,600	381,500						
		128		361,000	382,000						
		129		361,400	382,300						
		130		361,800	382,800						
		131		362,200	383,300						
		132		362,700	383,800						
		133		362,900	384,100						
		134		363,400	384,600						
		135		363,800	385,000						
		136		364,100	385,400						
		137		364,400	385,700						
		138		364,800	386,200						
		139		365,300	386,700						
		140		365,800	387,200						
		141		366,100	387,500						
		142		366,600							
		143		367,100							
		144		367,600							
		145		367,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		247,100	259,000	263,200	294,900	311,800	326,100	349,900	385,600	417,800	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第六（第六条関係）

教 育 職 給 料 表
イ 教 育 職 給 料 表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	200,600	247,200	320,900	378,200	453,600		25	247,900	287,700	360,400	413,100	
	2	203,000	248,700	322,700	379,700	455,400		26	249,100	289,600	362,000	414,500	
	3	205,300	250,100	324,500	381,100	457,200		27	250,300	291,500	363,700	415,800	
	4	207,500	251,500	326,200	382,500	459,000		28	251,500	293,300	365,200	417,300	
	5	209,700	252,900	327,800	383,900	460,600		29	252,600	295,100	366,700	418,700	
	6	212,000	254,100	329,700	385,400	462,300		30	253,800	297,000	368,300	420,000	
	7	214,200	255,400	331,600	386,900	464,200		31	255,100	298,800	369,900	421,500	
	8	216,400	256,600	333,500	388,300	465,900		32	256,300	300,500	371,400	423,000	
	9	218,600	258,000	335,300	389,700	467,600		33	257,400	302,200	372,900	424,600	
	10	220,800	259,200	337,400	391,200	469,200		34	258,700	304,000	374,500	426,000	
	11	223,000	260,500	339,200	392,700	470,800		35	260,000	305,700	376,100	427,600	
	12	225,200	261,800	341,000	394,200	472,300		36	261,300	307,300	377,600	429,100	
	13	227,400	263,100	342,700	395,600	473,800		37	262,700	309,000	379,100	430,800	
	14	229,600	265,000	344,400	397,100	475,100		38	264,100	310,700	380,600	432,300	
	15	231,700	266,800	346,000	398,600	476,400		39	265,400	312,500	382,100	433,900	
	16	233,800	268,600	347,600	400,100	477,700		40	266,700	314,200	383,500	435,500	
	17	235,900	270,300	349,200	401,500	478,900		41	268,000	315,500	384,900	437,000	
	18	237,700	272,500	350,500	403,100	479,600		42	269,000	317,400	386,400	438,500	
	19	239,400	274,700	351,700	404,700	480,300		43	270,000	319,200	387,800	439,700	
	20	241,100	276,900	352,900	406,200	481,000		44	270,900	320,900	389,300	440,900	
	21	242,800	279,100	354,200	407,400	481,600		45	271,600	322,600	390,800	442,100	
	22	244,100	281,300	355,800	408,800			46	272,400	324,500	392,400	443,500	
	23	245,400	283,600	357,400	410,200			47	273,200	326,200	394,000	444,700	
	24	246,700	285,700	358,900	411,500			48	274,000	327,900	395,400	445,900	

		49	274,800	329,600	396,600	447,000			81	298,500	378,600	435,600			
		50	275,600	331,400	398,000	448,200			82	299,200	380,000	436,400			
		51	276,300	333,200	399,400	449,400			83	299,900	381,400	437,200			
		52	277,100	334,900	400,700	450,600			84	300,600	382,700	438,000			
		53	277,900	336,700	401,900	451,800			85	301,300	383,800	438,700			
		54	278,700	338,000	403,100	453,000			86	302,100	385,200	439,100			
		55	279,500	339,300	404,400	454,200			87	302,800	386,500	439,500			
		56	280,300	340,600	405,700	455,400			88	303,500	387,800	439,900			
		57	281,000	342,100	407,000	456,500			89	304,200	389,000	440,300			
		58	281,600	343,700	408,300	457,100			90	305,100	390,400	440,600			
		59	282,500	345,200	409,700	457,600			91	305,900	391,500	440,900			
		60	283,400	346,800	410,900	458,100			92	306,700	392,700	441,100			
		61	284,200	348,300	412,100	458,600			93	307,200	393,900	441,400			
		62	284,800	349,900	413,500				94	308,000	395,000	441,700			
		63	285,600	351,500	414,900				95	308,900	396,200	442,000			
		64	286,300	353,000	416,300				96	309,700	397,400	442,200			
		65	287,300	354,500	417,500				97	310,400	398,800	442,400			
		66	288,100	356,100	418,700				98	311,200	399,800	442,700			
		67	288,900	357,700	420,000				99	312,000	400,800	443,100			
		68	289,600	359,200	421,400				100	312,700	401,800	443,300			
		69	290,300	360,700	422,700				101	313,500	402,700	443,500			
		70	291,100	362,400	423,900				102	314,400	403,700	443,800			
		71	291,900	364,000	424,900				103	315,300	404,800	444,100			
		72	292,600	365,500	426,100				104	316,100	405,900	444,300			
		73	293,300	367,000	427,300				105	316,700	406,600	444,500			
		74	294,000	368,600	428,400				106	317,500	407,500				
		75	294,700	370,200	429,600				107	318,300	408,400				
		76	295,300	371,700	430,600				108	319,100	409,300				
		77	295,900	373,200	431,700				109	319,800	410,100				
		78	296,600	374,600	432,700				110	320,200	410,900				
		79	297,300	376,000	433,700				111	320,600	411,700				
		80	297,900	377,300	434,700				112	321,100	412,500				

113	321,600	413,100					137	330,400	421,400				
114	322,000	413,800					138	330,600	421,700				
115	322,500	414,500					139	330,900	422,000				
116	322,900	415,200					140	331,200	422,200				
117	323,400	415,800					141	331,400	422,400				
118	323,900	416,400					142	331,600	422,700				
119	324,300	416,800					143	331,900	423,000				
120	324,800	417,100					144	332,100	423,200				
121	325,300	417,400					145	332,400	423,400				
122	325,700	417,700					146	332,600	423,700				
123	326,200	418,000					147	332,900	424,000				
124	326,700	418,200					148	333,200	424,200				
125	327,300	418,400					149	333,400	424,400				
126	327,600	418,700					150	333,600	424,700				
127	327,900	419,000					151	333,900	425,000				
128	328,200	419,200					152	334,200	425,200				
129	328,400	419,400					153	334,400	425,400				
130	328,700	419,700											
131	329,000	420,000											
132	329,200	420,200											
133	329,400	420,400											
134	329,600	420,700											
135	329,800	421,000											
136	330,100	421,200											
							定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
								円	円	円	円	円	
								239,400	280,100	309,400	337,900	423,500	

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	200,600	221,500	320,900	350,000	437,300		25	247,900	263,100	359,600	380,800	
	2	203,000	223,900	322,700	351,500	438,600		26	249,000	265,000	361,000	382,000	
	3	205,300	226,300	324,500	353,000	439,800		27	250,100	266,800	362,500	383,200	
	4	207,500	228,800	326,200	354,500	441,100		28	251,200	268,600	363,800	384,300	
	5	209,700	231,200	327,800	355,900	442,200		29	252,400	270,300	365,100	385,400	
	6	212,000	233,600	329,700	357,300	443,400		30	253,700	272,500	366,500	386,600	
	7	214,200	236,000	331,600	358,700	444,600		31	254,900	274,700	367,800	387,800	
	8	216,400	238,400	333,500	360,100	445,800		32	256,200	276,900	369,100	388,900	
	9	218,600	240,800	335,300	361,500	447,100		33	257,300	279,100	370,400	390,100	
	10	220,800	242,400	337,400	362,900	448,300		34	258,500	281,300	371,600	391,300	
	11	223,000	244,000	339,200	364,200	449,300		35	259,700	283,600	372,800	392,500	
	12	225,200	245,600	341,000	365,500	450,400		36	260,900	285,700	374,000	393,700	
	13	227,400	247,200	342,700	366,700	451,600		37	262,100	287,700	375,200	394,900	
	14	229,600	248,700	344,400	368,000	452,400		38	263,300	289,600	376,400	396,200	
	15	231,700	250,100	346,000	369,200	453,200		39	264,500	291,500	377,600	397,400	
	16	233,800	251,500	347,600	370,400	454,100		40	265,700	293,300	378,800	398,600	
	17	235,900	252,900	349,200	371,600	455,000		41	266,900	295,100	379,900	399,800	
	18	237,700	254,100	350,500	372,800	455,500		42	268,000	297,000	381,100	401,100	
	19	239,400	255,400	351,700	374,000	456,000		43	269,100	298,800	382,300	402,100	
	20	241,100	256,600	352,900	375,100	456,500		44	270,200	300,500	383,500	403,200	
	21	242,800	258,000	354,200	376,200	457,000		45	271,200	302,200	384,600	404,400	
	22	244,100	259,200	355,600	377,400			46	272,000	304,000	385,900	405,600	
	23	245,400	260,500	357,000	378,600			47	272,800	305,700	387,200	406,800	
	24	246,700	261,800	358,300	379,700			48	273,600	307,300	388,400	408,000	

		49	274,300	309,000	389,400	409,100		定年	81	296,600	359,800	417,600	429,700		
		50	275,100	310,700	390,600	410,100		前再	82	297,200	361,100	418,000			
		51	275,800	312,500	391,600	411,400		任用	83	297,800	362,500	418,300			
		52	276,500	314,200	392,700	412,600		短時	84	298,400	363,700	418,600			
								間勤							
		53	277,300	315,500	393,500	413,800		務職	85	298,900	364,900	418,800			
		54	278,100	317,400	394,600	414,900		員以	86	299,400	366,100	419,100			
		55	278,900	319,200	395,600	416,100		外の	87	299,900	367,300	419,400			
		56	279,600	320,900	396,600	417,200		職員	88	300,400	368,400	419,600			
		57	280,300	322,600	397,700	418,200			89	300,800	369,500	419,800			
		58	281,100	324,500	398,700	419,400			90	301,400	370,600	420,100			
		59	282,000	326,200	399,800	420,600			91	301,900	371,700	420,400			
		60	282,700	327,900	400,900	421,800			92	302,400	372,800	420,600			
		61	283,300	329,600	401,900	422,400			93	302,700	373,900	420,800			
		62	284,000	331,400	403,000	423,200			94	303,200	375,100	421,100			
		63	284,700	333,200	404,100	423,900			95	303,700	376,200	421,400			
		64	285,300	334,900	405,100	424,400			96	304,100	377,300	421,600			
		65	286,000	336,700	406,000	424,700			97	304,500	378,300	421,800			
		66	286,700	338,000	406,900	425,000			98	305,000	379,300	422,100			
		67	287,400	339,300	407,900	425,400			99	305,500	380,200	422,400			
		68	288,100	340,600	408,900	425,800			100	305,900	381,100	422,600			
		69	288,800	342,100	409,700	426,100			101	306,300	381,900	422,800			
		70	289,600	343,600	410,500	426,500			102	306,700	382,900	423,100			
		71	290,300	345,100	411,200	426,800			103	307,100	383,800	423,400			
		72	291,000	346,600	412,000	427,100			104	307,400	384,700	423,600			
		73	291,500	348,000	412,700	427,400			105	307,600	385,500	423,800			
		74	292,200	349,500	413,300	427,800			106	307,900	386,400				
		75	292,900	351,000	414,000	428,100			107	308,200	387,300				
		76	293,500	352,500	414,700	428,400			108	308,400	388,200				
		77	294,100	353,900	415,300	428,700			109	308,700	389,000				
		78	294,800	355,400	416,100	429,000			110	308,900	390,100				
		79	295,400	356,900	416,600	429,300			111	309,200	391,000				
		80	296,000	358,400	417,200	429,500			112	309,500	391,900				

[illegible]

備考(一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の四第一項に規定する子育て部分休暇の承認

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、「、第二十三条」を削り、同条第二項中「及び第二十二條第二項」を「及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十三條第二項第一号」に改め、「給与条例第二十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「職員、」を「職員及び」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の九十五」と、第二十三條第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を、「給与条例第二十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「職員、」を「職員及び」に改める。

(職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第四条 職員の特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年大分県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「の各号」を削り、同条第二項の表の第十二号の作業の項の手当額の欄のイを次のように改める。

イ 搜索救助作業(ロに掲げる作業を除く。) 八四〇円。ただし、(イ)又は(ロ)に掲げる場合にあつては、八四〇円に、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額を加算した額とする。

(イ) 日没時から日出時までの間に当該作業に従事した場合(同一の日において(ロ)に掲げる場合に該当するときを除く。) 四二〇円

(ロ) 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域(知事がこれに準ずると認める地域を含む。)(ロにおいて「警戒区域」という。)で行う当該作業に従事した場合又は災害発生箇所及びその周辺で行う当該作業(知事が著しく危険であると認めるものに限る。)(に従事した場合 八四〇円

第十一条第二項の表の第十二号の作業の項の手当額の欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 大規模な災害として知事が定める災害に係る捜索救助作業 一、〇八〇円。ただし、(イ)又は(ロ)に掲げる場合にあつては、一、〇八〇円に、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額を加算した額とする。

(イ) 日没時から日出時までの間に当該作業に従事した場合（同一の日において(ロ)に掲げる場合に該当するときを除く。） 五四〇円

(ロ) 警戒区域で行う当該作業に従事した場合又は災害発生箇所及びその周辺で行う当該作業（知事が著しく危険であると認めるものに限る。）に従事した場合

一、〇八〇円

（職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第五条 職員のへき地手当等に関する条例（昭和三十五年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「再任用教職員等」を「短時間勤務教職員」に改める。

（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第六条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号の表の備考第二号中「含む（」の下に「第十三条の四第一項及び」を加える。

第十三条の二第一項中「定める者」の下に「（第十三条の五第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十三条の三の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十三条の四 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）第二十四条第二号に掲げる職員を除く。）

が、小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十三条の五 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」と

いう。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十三条の六 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第十五条の三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない」を「及び前二項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」」を削る。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第七条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号の表の備考第二号中「含む(」の下に「第十一条の四第一項及び」を加える。

第十一条の二第一項中「定める者」の下に「(第十一条の五第一項において「配偶者等」という。)」を加える。

第十一条の三の次に次の三条を加える。

(子育て部分休暇)

第十一条の四 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等及び職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)第二十四条第二号に掲げる職員を除く。)

が、小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十一条の五 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知ら

せるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十一条の六 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第十三条の三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない」を「及び前二項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第三号及び第二条の四中「人事委員会」を「任命権者」に改める。

第二十五条第二項中「又は」を「、」に改め、「よる介護時間」の下に「又は職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項若しくは学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二第二十項」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条中「すべての」を削る。

第四条の三中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「地域又は」を「地域若しくは」に、「一年を」を「二年を」に改める。

第四条の四第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第四条の七 住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他任命権者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十二条の二第四項中「、第四条の三、第四条の四、第五条の二、第五条の三」を削る。

第十四条第二項中「若しくは」を「、」に、「」又は」を「」若しくは子育て部分休暇（当該技能労務職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条第二項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第一項中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「地域又は」を「地域若しくは」に、「一年を」を「二年を」に改め、同条第二項中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「者が、」を「者から」に、「なり」を「なつた者が」に、「一年を」を「二年を」に改める。

第四条の四第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第四条の七 住居その他これに準ずるものとして企業局長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他企業局長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、企業局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第九条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十二条の二第一項中「、第五条」を「から第五条まで」に改め、同条第四項中「、第四条の三、第四条の四」を削る。

第十四条第二項中「若しくは」を「、」に、「」又は」を「」若しくは子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は」に改める。

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十一条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第七条第二項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十一条の二 住居その他これに準ずるものとして病院局長が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他病院局長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、病院局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十八条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条第一項中「第十一条」の下に「、第十一条の二」を加え、同条第四項中「から第九条まで」を「、第七条」に改め、同条第六項中「、第九条及び第二十条」を「及び第九条」に改める。

第二十五条第二項中「若しくは」を「、」に、「」又は「を」若しくは子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第六までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた

号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千元」と、「とする」とある

のは「、前項第六号に該当する扶養親族については五千元とする」とし、切替日から令和八年三月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。）とし、切替日から令和八年三月三十一日までの間における第十一条の規定によ

る改正後の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定の適用につ

いては、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしない

とする。

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

5 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における改正後給与条例第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、

「五 重度心身障害者

同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

六 配偶者（届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは

「一万二千元」と、「とする」とあるのは、「前項第六号に該当する扶養親族については三千五百円とする」とし、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、
「五 重度心身障害者
六 配偶者（届出

者
をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とし、令和八年四月一日か

ら令和九年三月三十一日までの間における第十一条の規定による改正後の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定の適用については、同条第二項中「五

重度心身障害者」
とあるのは、
「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。）」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

6 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後給与条例第十三条の第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

7 切替日から令和十年三月三十一日までの間における改正後給与条例第十三条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第 号）附則第六項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

8 切替日の前日までに第一条の規定による改正前の給与条例第十三条の四第一項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第十一項に規定する暫定再任用職員（附則第十項において「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後給与条例第十三条の四第一項本文中「同条第二項各号に定める割合をいう」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第 号。以下この条において「令和七年改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「同条第二項

各号に定める割合をいい」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前二条又は令和七年改正条例附則第六項」と、「から二年」とあるのは「から一年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から二年」とあるのは「から一年」と、同項第一号中「変更」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第二項中「者から」とあるのは「者が、」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

9 切替日から令和十年三月三十一日までの間に改正後給与条例第十三条の四第一項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「同条第二項各号に定める割合をいう」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第 号。以下この条において「令和七年改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「同条第二項各号に定める割合をいい」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第六項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第一号中「変更」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第二項中「一級地」とあるのは「一級地又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

10 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この項及び次項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十四条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

11 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる給与条例第十四条の四第二項から第四項までの規定は、切替日以後に同条第二項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があつた再任用職員について適用する。
（人事委員会規則への委任）

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第二項関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4

31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			

67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86	86				
95	91	87	87				
96	92	88	88				
97	93	89	89				
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						

103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級		3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	32	24	16	4
2	1	1	1	33	25	17	5
3	1	1	1	34	26	18	5
4	1	1	1	35	27	19	5
5	1	1	1	36	28	20	5
6	1	1	1	37	29	21	6
7	1	1	1	38	30	22	6
8	1	1	1	39	31	23	6
9	1	1	1	40	32	24	6
10	2	1	1	41	33	25	7
11	3	1	1	42	34	26	7
12	4	1	1	43	35	27	7
13	5	1	1	44	36	28	7
14	6	1	1	45	37	29	8
15	7	1	1	46	38	30	8
16	8	1	1	47	39	31	8
17	9	1	1	48	40	32	8
18	10	2	1	49	41	33	8
19	11	3	1	50	42	34	9
20	12	4	1	51	43	35	9
21	13	5	2	52	44	36	9
22	14	6	2	53	45	37	9
23	15	7	2	54	46	38	9
24	16	8	2	55	47	39	9
25	17	9	3	56	48	40	10
26	18	10	3	57	49	41	10
27	19	11	3	58	50	42	10
28	20	12	3	59	51	43	10
29	21	13	4	60	52	44	10
30	22	14	4	61	53	45	10
31	23	15	4	62	54	46	10

63	55	47	11	79	71		
64	56	48	11	80	72		
65	57	49	11	81	73		
66	58	50	11	82	74		
67	59	51	11	83	75		
68	60	52	11	84	76		
69	61	53	11	85	77		
70	62	54	12	86	78		
71	63	55	12	87	79		
72	64	56	12	88	80		
73	65	57	12	89	81		
74	66			90	82		
75	67			91	83		
76	68			92	84		
77	69			93	85		
78	70						

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級		2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	32	20	16	1
2	1	1	1	33	21	17	1
3	1	1	1	34	22	18	1
4	1	1	1	35	23	19	1
5	1	1	1	36	24	20	1
6	1	1	1	37	25	21	1
7	1	1	1	38	26	22	2
8	1	1	1	39	27	23	2
9	1	1	1	40	28	24	2
10	1	1	1	41	29	25	2
11	1	1	1	42	30	26	3
12	1	1	1	43	31	27	3
13	1	1	1	44	32	28	3
14	2	1	1	45	33	29	3
15	3	1	1	46	34	30	4
16	4	1	1	47	35	31	4
17	5	1	1	48	36	32	4
18	6	2	1	49	37	33	4
19	7	3	1	50	38	34	4
20	8	4	1	51	39	35	5
21	9	5	1	52	40	36	5
22	10	6	1	53	41	37	5
23	11	7	1	54	42	38	5
24	12	8	1	55	43	39	5
25	13	9	1	56	44	40	6
26	14	10	1	57	45	41	6
27	15	11	1	58	46	42	6
28	16	12	1	59	47	43	6
29	17	13	1	60	48	44	6
30	18	14	1	61	49	45	7
31	19	15	1	62	50	46	7

63	51	47	7	81	69	65	
64	52	48	7	82	70	66	
65	53	49	8	83	71	67	
66	54	50		84	72	68	
67	55	51		85	73	69	
68	56	52		86	74	70	
69	57	53		87	75	71	
70	58	54		88	76	72	
71	59	55		89	77	73	
72	60	56		90	78		
73	61	57		91	79		
74	62	58		92	80		
75	63	59		93	81		
76	64	60		94	82		
77	65	61		95	83		
78	66	62		96	84		
79	67	63		97	85		
80	68	64					

ニ 医療職給料表(ニ)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15

32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	

68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			

104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ホ 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				旧号給	新 号 給			
	1 級	4 級	5 級	6 級		1 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	32	20	28	24	20
2	1	1	1	1	33	21	29	25	21
3	1	1	1	1	34	22	30	26	22
4	1	1	1	1	35	23	31	27	23
5	1	1	1	1	36	24	32	28	24
6	1	2	1	1	37	25	33	29	25
7	1	3	1	1	38	26	34	30	26
8	1	4	1	1	39	27	35	31	27
9	1	5	1	1	40	28	36	32	28
10	1	6	2	1	41	29	37	33	29
11	1	7	3	1	42	30	38	34	30
12	1	8	4	1	43	31	39	35	31
13	1	9	5	1	44	32	40	36	32
14	2	10	6	2	45	33	41	37	33
15	3	11	7	3	46	34	42	38	34
16	4	12	8	4	47	35	43	39	35
17	5	13	9	5	48	36	44	40	36
18	6	14	10	6	49	37	45	41	37
19	7	15	11	7	50	38	46	42	38
20	8	16	12	8	51	39	47	43	39
21	9	17	13	9	52	40	48	44	40
22	10	18	14	10	53	41	49	45	41
23	11	19	15	11	54	42	50	46	42
24	12	20	16	12	55	43	51	47	43
25	13	21	17	13	56	44	52	48	44
26	14	22	18	14	57	45	53	49	45
27	15	23	19	15	58	46	54	50	46
28	16	24	20	16	59	47	55	51	47
29	17	25	21	17	60	48	56	52	48
30	18	26	22	18	61	49	57	53	49
31	19	27	23	19	62	50	58	54	50

63	51	59	55	51	85	73	81	77	
64	52	60	56	52	86		82	78	
65	53	61	57	53	87		83	79	
66	54	62	58	54	88		84	80	
67	55	63	59	55	89		85	81	
68	56	64	60	56	90		86		
69	57	65	61	57	91		87		
70	58	66	62	58	92		88		
71	59	67	63	59	93		89		
72	60	68	64	60	94		90		
73	61	69	65	61	95		91		
74	62	70	66		96		92		
75	63	71	67		97		93		
76	64	72	68		98		94		
77	65	73	69		99		95		
78	66	74	70		100		96		
79	67	75	71		101		97		
80	68	76	72		102		98		
81	69	77	73		103		99		
82	70	78	74		104		100		
83	71	79	75		105		101		
84	72	80	76						

へ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3

32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	5
47	43	39	39	35	31	5
48	44	40	40	36	32	5
49	45	41	41	37	33	5
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		

68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					

104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					
126	122					
127	123					
128	124					
129	125					

ト 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級		特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	32	20	16	16
2	1	1	1	33	21	17	17
3	1	1	1	34	22	18	18
4	1	1	1	35	23	19	19
5	1	1	1	36	24	20	20
6	1	1	1	37	25	21	21
7	1	1	1	38	26	22	
8	1	1	1	39	27	23	
9	1	1	1	40	28	24	
10	1	1	1	41	29	25	
11	1	1	1	42	30	26	
12	1	1	1	43	31	27	
13	1	1	1	44	32	28	
14	2	1	1	45	33	29	
15	3	1	1	46	34	30	
16	4	1	1	47	35	31	
17	5	1	1	48	36	32	
18	6	2	2	49	37	33	
19	7	3	3	50	38	34	
20	8	4	4	51	39	35	
21	9	5	5	52	40	36	
22	10	6	6	53	41	37	
23	11	7	7	54	42	38	
24	12	8	8	55	43	39	
25	13	9	9	56	44	40	
26	14	10	10	57	45	41	
27	15	11	11	58	46	42	
28	16	12	12	59	47	43	
29	17	13	13	60	48	44	
30	18	14	14	61	49	45	
31	19	15	15	62	50	46	

63	51	47		91	79		
64	52	48		92	80		
65	53	49		93	81		
66	54	50		94	82		
67	55	51		95	83		
68	56	52		96	84		
69	57	53		97	85		
70	58	54		98	86		
71	59	55		99	87		
72	60	56		100	88		
73	61	57		101	89		
74	62	58		102	90		
75	63	59		103	91		
76	64	60		104	92		
77	65	61		105	93		
78	66			106	94		
79	67			107	95		
80	68			108	96		
81	69			109	97		
82	70			110	98		
83	71			111	99		
84	72			112	100		
85	73			113	101		
86	74			114	102		
87	75			115	103		
88	76			116	104		
89	77			117	105		
90	78						

チ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級		特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	32	20	20	16
2	1	1	1	33	21	21	17
3	1	1	1	34	22	22	18
4	1	1	1	35	23	23	19
5	1	1	1	36	24	24	20
6	1	1	1	37	25	25	21
7	1	1	1	38	26	26	
8	1	1	1	39	27	27	
9	1	1	1	40	28	28	
10	1	1	1	41	29	29	
11	1	1	1	42	30	30	
12	1	1	1	43	31	31	
13	1	1	1	44	32	32	
14	2	2	1	45	33	33	
15	3	3	1	46	34	34	
16	4	4	1	47	35	35	
17	5	5	1	48	36	36	
18	6	6	2	49	37	37	
19	7	7	3	50	38	38	
20	8	8	4	51	39	39	
21	9	9	5	52	40	40	
22	10	10	6	53	41	41	
23	11	11	7	54	42	42	
24	12	12	8	55	43	43	
25	13	13	9	56	44	44	
26	14	14	10	57	45	45	
27	15	15	11	58	46	46	
28	16	16	12	59	47	47	
29	17	17	13	60	48	48	
30	18	18	14	61	49	49	
31	19	19	15	62	50	50	

63	51	51		91	79	79	
64	52	52		92	80	80	
65	53	53		93	81	81	
66	54	54		94	82		
67	55	55		95	83		
68	56	56		96	84		
69	57	57		97	85		
70	58	58		98	86		
71	59	59		99	87		
72	60	60		100	88		
73	61	61		101	89		
74	62	62		102	90		
75	63	63		103	91		
76	64	64		104	92		
77	65	65		105	93		
78	66	66		106	94		
79	67	67		107	95		
80	68	68		108	96		
81	69	69		109	97		
82	70	70		110	98		
83	71	71		111	99		
84	72	72		112	100		
85	73	73		113	101		
86	74	74		114	102		
87	75	75		115	103		
88	76	76		116	104		
89	77	77		117	105		
90	78	78					

理 由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員の令和七年度の給与改定等を行う必要がある、及び育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため育児支援制度の拡充等を行いたいので提出する。

第二十号議案

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第三項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項、第十一項及び第十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要

があるので提出する。

第二十一号議案

第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

県の地方創生の取組に関する総合的な指針となる第三期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を別冊のとおり策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二十二号議案

大分県地域福祉基本計画の策定について

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百八条第一項の規定に基づき、別冊のとおり新たな大分県地域福祉基本計画を策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二十三号議案

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

一 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成十八年大分県条例第四十九号)別表の第三の七ロ

二 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号)第八十七条第四項

三 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十三号)第三十七条第五項

四 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十四号)第四十五条第四項

五 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十七号)第二十九条第五項

六 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十八号)第七条第一項ただし書及び第三号並びに第七項ただし書

七 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十九号)第五条第一項ただし書及び第四号並びに第四項ただし書

八 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年大分県条例第三十七号)第十九条第一項

(保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十八条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書及び第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十七条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「栄養士との」を「栄養士若しくは管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第四号及び同条第十項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第三十九条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、「あつては第八号」を「あつては同号」に改め、同項第五号及び同条第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一百四十九条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十項中「の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第十二項及び第十四項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第百八十四条第一項ただし書及び第三号並びに第百九十一条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第七条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十項中「の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第十二項及び第十四項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第百六十八条第一項ただし書及び第三号並びに第百七十五条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二百四十二条第一項ただし書中「第二百四十六条第三項」を「第二百四十七条第三項」に改める。

（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（職員の配置）」に改め、同条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第四十九条中「の各号」を削り、同条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第六十二条第一項、第七十三条第一項、第四項ただし書及び第十二項ただし書、第八十七条第一項及び同項第一号、第九十七条第一項並びに第百五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

栄養士法（昭和二十二法律第二百四十五号）の一部改正により栄養士免許の取得が不要となる管理栄養士が新設されたことに伴い、指定児童発達支援事業所に係る職員の配置基準等に管理栄養士を追加する必要がある、及び幼稚園型認定こども園等における食事の提供に関する基準等に管理栄養士を追加したいので提出する。

第二十四号議案

大分県国民健康保険条例の一部改正について

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条第五項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第二十五号議案

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府
年文部科学省令第一号）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特
厚生労働省
例の期間を延長する必要があるので提出する。

第二十六号議案

大分県次世代育成支援行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定に基づき、別冊のとおり新たな大分県次世代育成支援行動計画を策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二十七号議案

権利の放棄について

次のように権利を放棄することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 放棄する権利 大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権
- 二 放棄する権利の総額 百九十七万五千七百六十六円
- 三 放棄する権利の表示

貸付時の債務者の住所及び氏名	貸付金の名称	貸付年度	金 額
別府市 A	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金	平成九年度	一六八、四三一円
別府市 B	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金	平成一一・一二・一三・一四年度	一、八〇七、三三五円

理 由

大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権について、主たる債務者等及び連帯保証人の破産により、当該債権の回収が不能であるため、債権を放棄したいので提出する。

第二十八号議案

大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

大分県病院事業に係る料金条例（平成十八年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の分べん料の項中「一四五、〇〇〇円」を「一七〇、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に改め、同表の生命保険等に係る医師面談料の項中「五、五〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表の文書料の項中

一通	一、一〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	五、五〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	四、四〇〇円

を

一通	二、二〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	五、五〇〇円
一通	五、五〇〇円
一通	五、五〇〇円

に、

交通事故関係診断書	一通	四、四〇〇円
海外移住関係診断書	一通	二、二〇〇円

を

交通事故関係診断書	一通	五、五〇〇円
-----------	----	--------

に、

一通	一、一〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円

を

一通	二、二〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円

に改め、同表の証明

料の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表の分べん料の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大分県病院事業に係る料金条例の別表の文書料の項の規定は、この条例の施行の日以後に発行の申込みのあった診断書又は証明書の料金について適用し、同日前に発行の申込みのあったものについては、なお従前の例による。

理 由

物価及び人件費の変動に対応するとともに、収入の確保により病院事業の適切な運営を図るため、大分県立病院の利用に係る料金の額の引上げ等を行いたいので提出する。

第二十九号議案

権利の放棄について

次のように権利を放棄することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 放棄する権利 大分県立病院の医業未収金に係る債権
- 二 放棄する権利の総額 六十四万六千四百六十三円
- 三 放棄する権利の表示

債務者の住所及び氏名	未収金の名称	発生年度	金額
大分市 A	医業未収金	平成一七年度	二四、四五〇円
福岡県 B	医業未収金	平成二〇年度	三、四一〇円
大分市 C	医業未収金	平成二八年度	二六、六四〇円
大分市 D	医業未収金	平成二八年度	六八、八六〇円
福岡県 E	医業未収金	平成二八年度	二一、一三〇円
大分市 F	医業未収金	平成三〇年度	八、〇四〇円
大分市 G	医業未収金	平成三〇年度	七、五七〇円
大分市 H	医業未収金	平成三〇年度	五、一〇〇円
大分市 I	医業未収金	令和元年度	七、四〇〇円
佐伯市 J	医業未収金	令和五年度	四七三、八六三円

理 由

大分県立病院の医業未収金に係る債権について、債務者の行方不明及び破産により、当該債権の回収が不能であるため、債権を放棄したので提出する。

第三十号議案

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止について

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例（平成八年大分県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大分県流通業務団地造成事業特別会計の令和六年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際大分県流通業務団地造成事業特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

理 由

流通業務団地造成事業収入等を一般の歳入歳出と区分して経理する必要がなくなったことにより、大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例を廃止したいので提出する。

第三十一号議案

令和七年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

令和七年度における農林水産関係事業に要する経費を次の割合で関係市町村に負担させることについて、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第二項並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第十項及び同法第九十一条第六項において準用する同法第九十条第十項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年度農林水産関係事業市町村負担割合

事業名	区分	負担割合
農林水産業施設災害防止緊急対策事業		工事費の $\frac{1}{20}$ $\sim$ $\frac{2}{20}$
基幹水利施設保全対策事業		工事費の $\frac{13}{100}$ $\sim$ $\frac{18.3}{100}$
農業水利施設保全合理化事業		工事費の $\frac{15}{100}$ $\sim$ $\frac{19}{100}$
小水力発電施設整備事業		工事費の $\frac{17.5}{100}$
水田畑地化推進基盤整備事業		工事費の $\frac{10}{100}$ $\sim$ $\frac{22.5}{100}$
畑地帯総合整備事業	農業生産基盤整備	工事費の $\frac{10}{100}$ $\sim$ $\frac{22.5}{100}$
	農村生活環境基盤整備	工事費の $\frac{1}{5}$
産地基幹農道整備事業		工事費の $\frac{10}{100}$ $\sim$ $\frac{17.5}{100}$
農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	工事費の $\frac{1}{4}$

水産物供給基盤機能保全事業			水産生産基盤整備事業	水産流通基盤整備事業			沿岸漁場基盤整備事業	森林基幹道開設事業	河川工作物応急対策事業	農業用ため池等緊急対策事業	防災重点農業用ため池等整備事業	中山間地域総合整備事業	
第四種漁港	第三種漁港	第二種漁港	第二種漁港	第四種漁港	第三種漁港	第二種漁港						備 農村生活環境基盤整	農業生産基盤整備
工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{2}{20}$ ～ $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{1.579}{100}$	工事費の $\frac{8}{100}$ ～ $\frac{13}{100}$	工事費の $\frac{1}{4}$	工事費の $\frac{3}{50}$ ～ $\frac{6}{50}$	工事費の $\frac{3}{15}$ ～ $\frac{10}{15}$	工事費の $\frac{2}{20}$ ～ $\frac{3}{20}$

理 由

令和七年度における農林水産関係事業に要する経費の一部に充てるため、関係市町村から負担金を徴収したいので提出する。

漁港海岸保全施設整備事業		地方創生港整備推進交付金事業	漁港機能増進事業	
離島	本土		第四種漁港	第二種漁港
工事費の $\frac{1}{20}$	工事費の $\frac{7}{100}$	工事費の $\frac{3}{20}$	工事費の $\frac{1}{10}$	工事費の $\frac{3}{20}$

第三十二号議案

令和七年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

令和七年度における土木事業に要する経費を次の割合で関係市町村に負担させることについて、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第二項、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十二条第二項及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二十八条第二項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年度土木事業市町村負担割合

事業名		区分		公共事業		負担割合							
事業		重要港湾護岸整備事業		港湾環境整備事業		港湾改修事業		海岸環境整備事業		海岸保全事業		道路改良事業	
急傾斜地崩壊対策		公共施設関連		地方港湾		重要港湾		統合補助		侵食対策		高潮対策	
一般	工事費の1/10 ～ 1/5	工事費の1/20 ～ 1/10	工事費の1.25/10	工事費の1.75/10	工事費の1.25/10	工事費の1/10 ～ 1/5	工事費の1/10 ～ 7.25/30	工事費の1.25/10	工事費の1.4/20	工事費の1.4/20	工事費の1.4/20	工事費の1.4/20	工事費の1.4/20
工事費の1/20 ～ 1/5												工事費の3/20 ～ 1/5	単独事業

緊急急傾斜地崩壊 対策事業	公共施設関連		
一般			
工事費の $\frac{1}{10}$ $\sim$ $\frac{9}{40}$	工事費の $\frac{1}{20}$ $\sim$ $\frac{1}{5}$	工事費の $\frac{1}{40}$ $\sim$ $\frac{1}{10}$	
工事費の $\frac{1}{4}$ $\sim$ $\frac{1}{2}$			

理 由

令和七年度における土木事業に要する経費の一部に充てるため、関係市町村から負担金を徴収したので提出する。

第三十三号議案

大分県土木建築部長期計画の策定について

県土木建築行政の長期的かつ総合的な指針となる新たな大分県土木建築部長期計画を別冊のとおり策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第三十四号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 県道古江丸市尾線道路改良工事

二 工事の概要 トンネル工 延長 百七十七メートル

三 契約の方法 一般競争入札

四 契約金額 九億千九百六万三千九百九十二円

五 工期 着工 契約締結の日の翌日

完成 令和八年三月十三日

六 契約の相手方 大分市大字久原七百九十六番地の一

平和・風戸特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社平和建設

代表取締役 藤田 哲司

理由

県道古江丸市尾線の道路改良に係る工事請負契約を締結したので提出する。

第三十五号議案

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正について

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成九年大分県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

大分港の利用促進を図るため、大分地区のコンテナクレーンの使用料に係る経過措置の期限を延長したいので提出する。

第三十六号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 コンテナクレーン更新工事

二 工事の概要 コンテナクレーン製作・据付工 一基

三 契約の方法 一般競争入札

四 契約金額 十四億四千八百十五万円

五 工期 着工 契約締結の日の翌日

完成 令和九年三月十五日

六 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目六番四号

株式会社三井E&S

代表取締役社長 高橋 岳之

理 由

大分港大在コンテナターミナルのコンテナクレーンの更新に係る工事請負契約を締結したいので提出する。

第三十七号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 都市計画道路路庄の原佐野線（第二橋梁^{りょう}）街路改築工事

二 工事の概要 橋梁上部工 延長 百六十二メートル

三 契約の方法 一般競争入札

四 契約金額 十五億三千五百三十五万四千七百八十八円

五 工期 着工 契約締結の日の翌日

完成 令和九年三月三十日

六 契約の相手方 杵築市大字片野千百五十番地二百十二

川田建設株式会社大分営業所

所長 大江田 慎太郎

理 由

都市計画道路路庄の原佐野線橋梁上部工新設に係る工事請負契約を締結したいので提出する。

第三十八号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 都市計画道路路庄の原佐野線（第四橋梁等）りよう街路改築工事

二 工事の概要 橋梁上部工 第四橋梁 延長 七十メートル

Aランプ橋 延長 百八メートル

Dランプ橋 延長 百八メートル

三 契約の方法 一般競争入札

四 契約金額 十八億九千七百五十万円

五 工期 着工 契約締結の日の翌日

完成 令和九年三月三十日

六 契約の相手方 大分市日吉原三番地

三井住友建設鉄構エンジニア・大鐵特定建設工事共同企業体

代表者 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所

所長 高橋 昭

理 由

都市計画道路路庄の原佐野線橋梁上部工新設に係る工事請負契約を締結したので提出する。

第三十九号議案

工事委託契約の変更について

次のように工事委託契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 委託工事名 都市計画道路路庄の原佐野線下郡高架橋下部工新設工事の委託

二 契約締結年月日 令和五年三月十七日

三 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 古宮 洋二

四 契約変更事項

契約金額
旧 八億六千七百二十千円
新 九億六千二百七十三万八千三百三円

工期
旧 完成 令和七年三月三十一日
新 完成 令和七年九月三十日

理由

建設工事に係る労務費及び資材価格の変動並びに当初計画していた施工条件との相違による施工方法の変更等に伴い、契約金額及び工期を変更する必要があるので提出する。

第四十号議案

大分県長期教育計画の策定について

県教育の長期的かつ総合的な指針となる新たな大分県長期教育計画を別冊のとおり策定することについて、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第三条第一項の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第四十一号議案

損害賠償請求に関する和解をすることについて

次のように和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、議決を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 和解の相手方 甲

二 事件の概要

令和三年八月二十日午後二時四十分頃、大分県立高等学校の生徒甲が、同校のグラウンドにおいて、甲が所属する野球部の練習中ピッチングマシンにボールを補給していたところ、打者が打ち返したボールが、同マシンの前方に設置されていた防球ネットの開口部を通過し、甲の右目を直撃し、このため甲が負傷し後遺障害を負ったとして、甲から令和五年九月四日大分県に対し損害賠償請求がなされた事案に関し、次の和解条項のとおり和解をすることとしたい。

三 和解条項

- 1 大分県は、甲に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの既払金以外に、和解金として総額金三千万円の支払義務があることを認める。
- 2 大分県は、甲に対し、前項の金員を令和七年四月十五日限り、甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- 3 大分県と甲は、本和解条項に定めるもののほか、本件につき、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認し、甲は、大分県及びその職員に対し、いかなる請求もしない。
- 4 大分県と甲は、本和解条項の内容及び和解に至る経緯について、正当な理由なく、第三者に口外しないことを相互に約する。
- 5 和解費用は、各自の負担とする。

理 由

県立高等学校における事故に係る損害賠償請求がなされた事案に関し、和解をしたいので提出する。

第一号報告

損害賠償に関する和解について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

令和七年二月二十五日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 和解の相手方 大分市

A

大分市

B

大阪府

C

二 事件の概要

A（以下「甲」という。）及び B（以下「乙」という。）は、株式会社 D の取締役として、大分県（以下「県」という。）から、令和二年二月二十一日に「平成三十一年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金」五百万円及び同年三月三十一日に「令和元年度おいた I o T プロジェクト推進事業費補助金」千万円を詐取し、詐欺及び有印私文書偽造・同行使の罪により起訴されたところ、甲及び乙のそれぞれの代理人である弁護士から、県から詐取した補助金に係る損害賠償に関する和解の申出があったので、これに応じることとした。

三 和解条項

- 1 甲及び乙は、県に対し、連帯して、本件の損害賠償金として、合計千八百五十六万五千五百七十三円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は前項の金員のうち九万円を、乙は同項の金員のうち二百万円を、県に対し、令和七年一月三十一日限り、県の発行する納入通知書によりそれぞれ支払う。
- 3 甲及び乙は、県に対し、第一項の金員から既払額及び株式会社 D の破産手続の県に対する配当金額（以下「配当金額」という。）を控除した金員を、令和七年二月から支払済みまで毎月末日限り一万五千円ずつ県の発行する納入通知書により支払う。
- 4 C（以下「丙」という。）は、前項に定める乙の債務のうち三十六万円を連帯保証し、令和七年二月から令和十七年一月まで毎月末日限り三千円ずつ県の発行する納入通知書により支払う。
- 5 甲及び乙は、今後、資力が回復した時は県に申し出ることとし、県との間で毎月の返済額の増額について協議する。
- 6 県、甲、乙及び丙は、本和解後速やかに、本和解の内容につき、強制執行認諾文言付

き公正証書を作成することを確認する。

7 県、甲、乙及び丙は、本件につき、本和解のほか相互間に何らの債権債務関係が存しないことを相互に確認する。

四 専決年月日 令和六年十二月十八日

